

第九十八回国
参議院文教委員會會議錄第六号

(一五二)

昭和五十八年四月二十八日(木曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動

三月三十一日

福田 宏一君

補欠選任
秦野 章君

四月十一日

秦野 章君

補欠選任
中村 慎二君

四月十二日

佐藤 昭夫君

補欠選任
沓脱タケ子君

四月十五日

沓脱タケ子君

補欠選任
佐藤 昭夫君

四月十八日

中村 慎二君

補欠選任
秦野 章君

四月十九日

秦野 章君

補欠選任
古賀雷四郎君

四月二十日

井上 裕君

補欠選任
中村 慎二君

四月二十五日

中村 慎二君

補欠選任
井上 裕君

四月二十六日

小西 博行君

補欠選任
柳澤 鍊造君

柳澤 鍊造君

補欠選任
柄谷 道一君

四月二十七日

柄谷 道一君

補欠選任
小西 博行君

四月二十八日

世耕 政隆君

補欠選任
沖 外夫君

中西 一郎君

林 進君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

堀内 俊夫君

田沢 智治君

粕谷 照美君

佐藤 昭夫君

井上 裕君

沖 外夫君

山東 昭子君

内藤 三郎君

仲川 幸男君

林 進君

柏原 ヤス君

高木 健太郎君

小西 博行君

前島 英三郎君

国務大臣
(総務府総務長官)

丹羽 兵助君

政府委員

内閣総理大臣官
房総務審議官

日本学術会議事務局長

手塚 康夫君

藤江 弘一君

参考人

常任委員会専門員 瀧 嘉衛君

日本学術会議会長 久保 亮五君

日本学術会議改革委員会前委員長 岡倉古志郎君

東京大学名誉教授 向坊 隆君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(堀内俊夫君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、中西一郎君及び世耕政隆君が委員を辞任され、その補欠として林進君及び沖外夫君が選任されました。

○委員長(堀内俊夫君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀内俊夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に佐藤昭夫君を指名いたします。

す。

○委員長(堀内俊夫君) 日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。丹羽総理府総務長官。

○国務大臣(丹羽兵助君) ただいま議題となりました日本学術会議法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として設置された機関であります。

昨今の科学の発展には目覚ましいものがあり、学術研究も多様化が進む一方で、学術研究の細分化、専門化も多く見られるところであります。これらの学術研究の進歩発展に対応し、日本学術会議の目的を果たすために、日本学術会議の選出方法を改めるほか、日本学術会議の組織等の改正を図ることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の概要について申し上げます。

まず第一点は、学術研究の多様化、細分化等に対応するため、日本学術会議会員の選出方法を、日本学術会議に登録された一定の要件を備える科学者の団体を基礎とする研究連絡委員会ことの推薦制に改めようとするものであります。

第二点は、日本学術会議会員となることのできる者の資格を五年以上の研究歴を有し、その分野ですぐれた研究または業績がある科学者とするに改めようとするものであります。

第三点は、日本学術会議会員の選出方法を推薦制に改めることに伴い、日本学術会議に会員推薦管理会を置くこととし、会員の候補者の資格の認

定その他会員の推薦に関する事務を行わせようとするものであります。

第四点は、学術研究の多様化、細分化等に対応するため、日本学術会議会員の部別、専門別定員は、政令で定めることに改めようとするものであります。

第五点は、日本学術会議の職務遂行の充実に図るため、研究連絡委員会等に関する規定の整備を行おうとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(堀内俊夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後刻行うことといたします。

○委員長(堀内俊夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本学術会議会長久保亮五君、日本学術会議改革委員会委員長岡倉古志郎君、東京大学名誉教授(日本学術会議に関する懇談会委員)向坊隆君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十時十七分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(堀内俊夫君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、お手元の名簿にごさいます三人の参考人の御出席を願っております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には御多忙中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、本案審査の参考にいたしたいと存じます。

つきましては、議事の進行上、名簿の順で一人二十分程度御意見を述べいただき、参考人の方々の御意見の陳述が全部終了した後、委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず久保参考人からお願いいたします。久保参考人。

○参考人(久保亮五君) それでは、日本学術会議会長として意見を申し上げます。

まず、日本学術会議とはどんなものかということにつきまして、ごく簡単に申し上げます。

日本学術会議は、日本学術会議法によってできたものでございまして、そこに述べられておりますように、日本の科学者を内外に代表する機関でございます。そして日本の学術の向上発達を図り、学術を行政、産業、国民生活に反映浸透させる、こういう目的を持っていただいております。

それで、法文のことについて一々申し上げる必要はないわけですが、職務といたしましては「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」、「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」の二つが法律に職務として規定されております。

それではさらに、どういうことをするかと申し上げますと、科学に関する研究、そのほか科学の振興を図るために政府に対して必要なことの勧告をする、また政府からはそういうことに関しまして御諮問がある、そういうようなこととございまして、かいつまんで申し上げますとそういうようなことです。

が、さらに、もっと具体的にどういうことをやっているかというのを多少申し上げたいと思っております。

科学の向上発達を図る、あるいは行政、産業、国民生活に反映浸透させるというようなこととございしますが、そのためにいろいろなことをやっております。その中から幾つかのことを拾って申し上げますと、一つは科学の向上発達を図るために必要な方策というものを政府に勧告する、勧告するということをやっております。中でも学問の進展に応じて必要とされるような研究所あるいは研究上の便宜、施設というものを政府に勧告する、勧告するということもいたしております。たとえは、そのうち、そのまま実現されているものが二十六件ございまして、それから勧告しておりますが、部分的に趣旨を酌んでいただいております。施設とかいろいろな形においてそれを実現されているというものが相当な数でございます。

二、三の例を申し上げますと、最近、わりあい新しいところで申し上げますと、たとえば万博の跡地にございまして国立民族学博物館とか、あるいは岡崎の新しい研究団地がございしますが、そこにございまして分子科学研究所、基礎生物学研究所あるいは国立国文学研究資料館、そういうようなものがございまして、そういうようなことで、皆様余りお気づきでないかもしれませんが、私の専門から見まして重要なものが幾つもございまして、その一つの例として申し上げますと、日本の大学における大型計算機のシステムというものは世界でもまれに見るほどの整ったものでございまして、これはぜひ古いことにはなりません。一九六三年に学術会議から勧告がございまして、東京大学に大型計算機がございまして、その後文部省の御努力によりまして、そういう設備が日本全国に張りめぐらされまして、しかもそれが非常にタイムリーに改善、拡充されております。これなども学術会議の功績とは申しませんが、いたしました仕事の非常

に重要な結果であるかと思っております。

それから、学術会議には種々の委員会がございまして、常置委員会、特別委員会等々ございまして、そういう委員会、たとえば長期計画の問題とか研究費の問題とか、あるいは学術体制の問題、あるいは国際学術の交流に関する問題等々、そういうようなものを検討審議いたしまして、必要なことについては政府に要望するというようなこともいたしておるわけでございまして。

それから、研究連絡委員会というものがございまして、これはさきに申し上げました常置委員会、特別委員会のようなものは主として会員から構成されますが、研究連絡委員会のようなものは会員ももちろん加わっておりますけれども、それ以外に研究者の方々多数がお加わりいただいて、それぞれの専門の分野、あるいは緊急を要する問題等々について研究上の御連絡を図っていただき、それから将来計画、新しい分野を進めること、そういうようなこと、あるいはシンポジウムを必要に応じて催されたり、また国際会議の企画をしたりというようなことをなさっております。

国際交流のようなものは、ちょっといま申しましたけれども、学術会議の非常に大きな活動でございまして、これは法律にもそのことが規定されております。日本を代表してそういう国際的な学術組織に加入するということもございまして。

会員は、御承知と思いますが、二百十人ございまして、七部に構成されているわけでございまして。

日本学術会議は、できましてから三十四年たちました。戦後間もなくのころ、日本の学術体制を刷新するためにどういう方策をとるべきかということにつきまして、当時GHQにおられましたドクター・ケリーという方が非常に尽力されましたが、そういうこともございまして、当時のわれわれの大先輩の方々が真剣に討議された末、こういう組織をつくるということになったわけでございまして。自來三十四年たちまして、その間にいろいろな活動をしてまいりましたわけでございまして、時

代の変化もあり、学問自体の変化もあり、そういうことで改革すべき時期に来ているということは何人も認めるところでございます。

さて、それでその改革の問題に入るわけでございますが、その前に私、多少とも個人的な観点になるかもしれませんが、私の感じているところを申し上げます。

三十四年の歴史を通じて、学術会議はいま申しましたような仕事を着実にやってまいったわけでございますが、世の中の大勢の変化、いろんなことからいたしまして、学術会議の役目は終わったのではないかとような声も聞こえるわけでございます。そういうことが改革問題とも大いに結びついているわけでございますが、あえて私の観点を多少申し上げることをお許しただけとすれば、私の気持ちといたしましては、日本の戦後の全く荒廃した時代から立ち上がるために日本学術会議ができ、そして大いに貢献したわけでございます。それから、高度経済成長の時代を経てこまで来ている。これからの時代というのは、戦後間もなくの、だれの目にも非常な困難な時代とまた違った意味で非常にむずかしい時代に向かっている、これは間違いないことであると思います。

私は、実は正直申しますと、はなはだベシミストでございます。人類がおよそこれから何年長らえることができるかというところをささるうのですが、全世界的にそういうむずかしい時代を迎えまして、学問、技術が、ただ学問のため、技術のためというふうなものでなくて、本当に人間のために、人類の生存のためにぎりぎりのところであろうことをやらなければならないか、そういうところで科学者、技術者の一人一人が問われるわけですが、科学者、技術者がまさにそういう問いに答えるためにこういうような組織がぜひ必要になる。いまはそれほど思われなくてもいいけれども、そういうものがやらなければならないこと、日本のため世界ののためにやらなければならないこと、それがいいよはつきりしたかっこう

で目の前に迫ってくるであらう、そういう時代だと思ひます。その意味で、私は学術会議というものはなくてはならないとかいかたい信念を持っているわけでございます。

そこで、時間もございませぬので簡単に、次に改革の経過のことを申し上げますが、三十四年の歴史の中で、改革問題が真剣に取り上げられ始めましたのは、設立されて二十年目のところでございします。昭和四十四年のところで、学術会議で申しますと第八期ということでございますが、それ以来改革問題というものが非常に真剣に取り上げられて議論されたわけでございます。しかしながら、今日に至るまでその改革もまだ実現してないわけでございします。この現在の学術会議の期、十二期でございますが、この十二期の初め、昭和五十六年四月の総会において、われわれはこの問題に抜本的に取り組みむつもりであるという決意を示したわけでございします。抜本的に考えなければならぬということでございます。

それで、昭和五十六年の十月には改めて声明を発しまして、この改革問題に真剣に取り組むという決意を表明したわけでございします。それで、昭和五十七年、昨年の十月に改革要綱をまとめたわけでございます。これについてはその改革委員会の責任者であられました岡倉先生からさらに御説明があるかと思ひますので、それ以上ここでは申し上げませんが、改革要綱を総務長官に提出して、改革に御努力いただくようお願いしたわけでございします。

当時総務長官は、いわゆる吉識委員会というところで私的な懇談会を設けられまして、何回かにわたってこの問題を非常に綿密に検討されたということでございます。それで学術会議の要望、これは改革要綱を実現したいということの要望でございますが、そのこと、それから吉識委員会の御報告、そのほか自民党の特別委員会、そのほかいろいろ各方面の御意見をお聞きになったと思ひます。が、昨年の十一月に至りまして総務長官試案とい

うのをいただいたわけでございします。これは日本学術会議改革要綱が、選出制度として提案いたしました三分の二公選、三分の一推薦という、これを退けまして、それではなしに、科学者の自主性によって学術会議を基礎として会員を選出する、こういう考えでございます。その試案をいただきましたので、これを検討してほしいということでございます。

それで、それを会長としてお受けいたしました。学術会議の方に持って帰りまして、運営審議会、改革委員会に諮ってこれを検討いたしました。その改革要綱とこの長官試案との違いは、学術会議にとりましては、改革要綱に申しましたような選出方法が最善と考えられるわけでございします。が、その後、いろんな客観情勢を拝察いたしますと、要綱の線を実現するということは非常に困難である。この際としては試案のことを十分に検討しなければならぬということで検討いたしました。

それで、その検討の結果につきましては、二月の十五日の臨時総会に提出いたしました。重ねて政府に対しては改革要綱の線でぜひお考えいただきたいということを要望しましたと同時に、政府として改革を早急にまとめなければならぬという場合には、十分御協議いただきたいということをお願いいたしました。

その後、総理府におかれましては、前長官の試案の線に沿って改正法案をまとめたということとございします。それで、その協議ということになりまして、会長といたしましては改革要綱の基本的な精神を長官試案の枠の中で最大限に生かすということを指針といたしまして協議いたしました。それで、それとまとめられましたのがここに

出ている法案でございます。簡単に申しますと、私会長といたしまして、そういう考えでできるだけ要綱の精神を生かすようにと、そういうことの主張をいたしました。が、それはぜひふんお酌み取りただけたと思ひ

ます。協議調わずという点も若干ないわけではございませぬ、ございませぬけれども、そういう基本的な考え方自体は御了解いただけたと思ひます。

しかし、ここまでは学術会議の会長といたしまして政府と折衝をする任務を負われましたところでした。学術会議がこれを受け入れると申しますか、これでいこうというふうな結論がすぐ出るかどうかということになります。と、なかなかむずかしい問題があるわけでございまして、この間、四月十三、十四、部会と総会を臨時にいたしましたけれども、そこではいろんな御意見が出まして、まだその段階でこれにイエスともノーともはっきり言えないというか、いろんな意見が出たというところでございます。そういう段階でございますが、政府におかれましてはこの時期に踏み切ってこれを出すという御決断をなさったわけでございします。

時間ももう尽きたようでございますので、また申し上げ足らなかつたところは御質問に應じまして御返事申し上げます。

○委員長(堀内俊夫君) ありがとうございます。岡倉参

考人。次に、岡倉参考人をお願いいたします。岡倉参考人(岡倉古志郎君) 改革要綱の策定に当たりました前委員長といたしまして、改革要綱の策定のあらましの経過とその内容につきましてが第一点、それから第二点として、改革要綱の考え方等と比べまして、今回提案されております改正法案とを比較してどういふ問題点があるかということを中心に申し上げて審議の御参考とさせていただきます。

まず、改革要綱の策定の経緯は、先ほど久保会長から簡単に御触れになりましたし、お手元に配付されております資料が四点ございします。その中の昨年十月二十六日付の内閣総理大臣に対する久保会長からの要望の文書にその辺のことも書いてありますので、御参考にしていただければ幸せ

と思います。

改革要綱ができるまででございますが、一昨年の秋から昨年の春にかけては、学術会議の改革に関する第一次案、次いでそれを検討した結果の第二次案をつくりまして、昨年の五月の総会で日本学術会議の改革についての試案というものを採択いたしました。この試案は、学術会議の内部で検討をまとめたものでございますので、これだけで改革の構想を決めてしまおうわけにはまいりませんので、この試案を広くアンケートに付しまして意見を求めたわけであります。

その一つは、約二十三万の各分野の科学者で一定の資格を持つている学術会議会員選挙における有権者の方々に、これは大体二百分の一ぐらいのランダム方式でございますが、アンケートをして結果を伺いました。それからすべての学協会、それから大学、研究機関の長の方々、それから最近の学術会議の会員であつていまおやめになつていらっしゃる方々、合計三千数百通のアンケートをいたしました。その結果は、およそこの試案の考え方を支持する、その他幾つかのコメントがございましたが、そういうことでございます。

もう一つは、厳正中立の立場でしかも深い学識経験を持つておられる方々を、当時の伏見会長の諮問機関として組織いたしました。そこでもこの試案を検討していただきました。その委員長は元文部大臣の永井道雄先生で、ほかにここにいらっしゃる向坊先生、同じく東大元総長の加藤一郎先生、それから慶応義塾大学の石川義長、上智大学の柳瀬学長、理化学研究所の理事長の宮島龍興先生、それから元一橋大学の学長の都留重人先生などでございます。

この方々は大変慎重にこの試案を検討され、かつ独自の学術会議改革についての御意見を出されましたが、その中で学術会議のあり方についていふような御注文もいただきましたけれども、学術会議の会員の選出方法につきましては、会員には科学者としての識見を持ち、学会において指導的立場に立つすぐれた研究者を選ぶことが第一の条件

である。そして、この会員の選挙制度は日本学術会議の根幹をなす制度であるので、これを維持するとともに、適任者を会員に加えるための推薦制を新たに取入れるということ、その中身がこの永井委員会の答申にはございました。

私も、この永井委員会の答申というものを非常に重視しまして、この考え方を大いに取り入れまして、その結果、昨年の十月の総会でほとんど満場一致、二、三不賛成の方があつたようですが、ほとんど満場一致で採択したものが日本学術会議改革要綱という文書でございます。これは、本日理事会の御承認を得てお手元にお配りしてございますので、ごらんになつていただければ幸せと存じます。

以上が、改革要綱のでき上がるまでの大まかな経過でございます。お聞きのように、これは学術会議の会員だけでつくつたものではない、広範な科学者あるいは学協会、大学、研究機関の長あるいは永井委員会のそうそうたる公正な立場の学者の方々の御意見をふれてつくつたものであるということを御認識いただければ幸せでございます。

次に、この要綱の重点でございますが、お手元の資料をごらんになつていただくと幸せでございますけれども、その第一ページに改革の基本的前提といふものが六点ございます。これは学術会議法によつて規定されている学術会議の性格とか目的とか任務とか、それから三十数年間の歴史の中で打ち出されてまいりました慣例、慣行を含めた活動の実態等を踏まえまして、そういった特色な基本的な性格の中で欠陥があるので、改めるべきものはもちろん改めるが、この重要な特色あるべきものは今後とも改革に当たつても維持すべきであるという、改革についての基本的な考え方がここにございます。

その六点はこの一ページにございますが、第一は、国の機関であるけれどもきわめて独特な性格のものである、つまり独立してその職務を行うという点でございます。

それから第二は、これとやらはらになりすけれども、政府から独立して職務を行う国の機関である。

第三は、日本の科学者の内外に対する代表機関である。この点は今度の法改正でも変更しないというところが明らかにされております。

それから第四点でございますが、これが改正法案とかかわりのある点だと思いますけれども、公選制を基盤とする、しかも重層構造性を備えていふということが書かれております。この重層構造性と申しますのは、先ほど久保会長からもちょっと御説明がございましたが、二百十人の会員によつて構成されている総会その他の機関並びに六つの常置委員会、約十近い特別委員会、これは一部から七部までの学際的なメンバーによる組織を持つていふものでございますが、そういう基本的な組織と並行して、先ほど久保会長もおっしゃいました研究連絡委員会といふものがございまして、この研究連絡委員会には会員もメンバーになつておりますけれども、約二百余りの会員外の第一線の科学者が加わつております。その意味では、学術会議は二百十名の会員プラス二百数十名の会員外の科学者によつて構成されているという重層構造性がある。この点は学術会議の大変特色でありまして、その職務を果たす上で大変役に立っている。その点でこの研連の組織というものの充実強化を図ることが必要であるという改革の一つの方向もそこから出てくるわけです。

第五番目に、組織、運営上総合性を持つていふ。これは一部から七部まで各三十人ずつの現行法では会員がございまして、これは人文科学、社会科学、自然科学、その中には基礎と応用とございまして、そういう総合的な組織形態あるいは運営がとられていて、これは諸外国のアカデミーあるいはカウンセルなどにもほとんど類例がない、また外国の科学者からも大いに高く評価され、うらやましがられていた点でございます。

それから六番目には、学術会議はもとより国の機関でございますけれども、しかし、この学協会

とか科学者の研究機関等々、そういうものに根をおろして、実質的には科学者の自主的な組織として機能している側面を持つていふ。この六つの点は相とにも一体をなしております。学術会議の基本的性格や特色、存在理由をつくり出しているものであるから、これはあくまで堅持すべきである。この前提の上に立つてこの欠陥を是正し、重要な改革を施して、目的、職務を達成するために資したいということ、この改革の内容が定められていふことでございます。

特に今回の法案との対比におきまして注目していただきたいと思ふのは、五ページ目に、公選制を基盤とし重層構造性を備えていふと、先ほど申し上げた特徴の説明がございまして、この中で、この会員の公選制というものは学術会議を「日本の科学者の内外に対する代表機関」とらしめる最大の特色であり、非任命制は独立性の制度的保障である。」と書かれております。それから別のところでもございますけれども、学術会議の公選制が失われれば学術会議の存在理由もまたあり得ないといふふうにシリウスに考へていふという点に御注目いただきたいと思ふます。

先ほど申し上げました永井道雄元文部大臣を委員長とする永井委員会の答申でも、先ほど読み上げましたように、この会員の選出制度、つまり公選制といふものは学術会議の根幹である、これは維持すべきである、同じ結論というよりはむしろ永井委員会によつてオーソライズされたという点にもう一度御注目いただきたいと思ふます。

しかし、その後この選挙制度については従来の全会員を選挙で選ぶということについては深い反省が施されました。あらゆる制度がそうすけれども、国会議員の選挙も含めてすべての制度に欠陥がないというものはあり得ませんで、学術会議の会員公選制という制度にもさまざまな欠陥がございまして。そういう点をどう是正するかという配慮から、この三分の二までは有権者たる科学者による直接選挙で選ぶ、残りの三分の一についてはその当選した科学者が、これなかなか日本語

にうまくならないので横文字で申し上げますが、いわゆるコオプシオンに基づく推薦制を併用するというのが結論でございます。

なぜこういうことを考えたかと申しますと、そもそも改革を考える基本的な前提として、今度の法改正の理由にも挙げられておりますが、学問、科学研究の多様化とか細分化とか、とりわけ複合的、学際的領域の出現というような状況がございますまして、これに対応しなければ学術会議の職務は果たし得ないということでございますので、その点を考えますと、たとえば複合的、学際的領域からの会員を選挙によって選ぶというのは大変むずかしいことで、そういう方々に推薦によって加わっていただく。それからまた、国際学術団体がいたたくさんございますが、日本人の科学者でその会長とか副会長をやつていらっしゃる方もいっぱいございます。そういう方の中の主な方だけでも学術会議の会員にいわばなつていただく。これも選挙では必ずしも制度的にうまくいきりません。

それから、お隣におられて大変失礼なんですけれども、向坊先生のような日本でも屈指の見識のある科学者がおられますが、向坊先生は会員選挙では落選されたことがございます。これは選挙制度の一つの欠陥でございます。そういう方に、選挙でたとえ出られなくてもぜひ出てほしい、会員になつてほしい方は、推薦制度でコオプシオン制ならば加わつていただけるというような配慮で、この一部推薦制というものを取り入れられたのがこの改革要綱の基本的な会員選出制度についての考え方でございます。

これにつきまして、お手元にお配りしてあります久保会長から提出されました二つの要望がございますが、この中で一貫してありますのは有権者による直接選挙に加えて推薦制を併用するというやり方が最善であるということ、これは必ずしも保守的な立場ではありませんで、本当にこれが一番すぐれていると考えましたので、現在もおこの考え方は、久保会長も含めて学術会議は捨てて

いないということでございます。

次に、それと比較しまして今回政府から御提案になりまして改正法案について、どういふ問題点が改革要綱と比べてあるかという点を簡単に申し上げます。御了承いただき。一つは、これは私見でございますけれども、この改革要綱が、ぜひ法改正をして実現していただきたいというふうな政府に要請してあります若干の部分を取り入れられておることは、これをあらにすれば一目瞭然でございますが、この点は大いに評価したいし、かつ感謝もしたいと考えております。

ただ問題は、先ほどから申し上げております最も根幹的な部分、つまり学術会議の基本的な構成の仕方でございますが、要するに会員の選出制度でございますが、この点が、この改正法案では全面推薦制ということで、私どもの考えた三分の二選挙、三分の一推薦という考え方は、公選制の全面的な否定という点では質的に全く異なつております。したがって、いわば致命的とも言うべき――

改革要綱の中にある文章をそのまま引用しますと、これがなくなれば学術会議の存在理由はなくなる。とまで考へておる。そういう部分が否定されているということから申しますならば、ほかの部分にはなるほど取り入れられて、その点は評価できるわけですが、それとこれとは実は比べものにならないほどの違いを持てているわけで、その意味からは、大筋において改革要綱が取り入れられたというようなことは言いたくないと考えております。

そこで、先ごろ四月の半ばの学術会議の臨時総会、各部会では、当然のこととして、これに対する反対論、あるいは技術的不可可能論、あるいは保留意見というものがかなりたくさん出ました。特に反対意見は、人文・社会科学部門ではほとんど圧倒的であり、一部、二部、三部では、その主な点だけを御参考までに申し上げますと、この改正法案の内容という文書でわれわれは

検討したのでございますけれども、順序不同で列挙いたしますと、もしこういうことになれば、学術会議の独立性、それを支える支柱が失われるおそれがある。

第二は、学術会議は科学者の代表機関というのが現在の性格、規定ですが、これが学協会代表連合に変質するおそれがある。

第三点は、複合的、学際的領域や、地方の時代と言われておりますけれども、この学会推薦制でやりますと、地方在住の科学者を会員として加えることが制度上非常にむずかしくなる。ほとんど困難になる。

それから、幾つかの学問領域では、現在の関連学協会の現状に照らしてみますと、改正法案による全面推薦制は実施不可能に近いという技術的な困難論でございます。

それから研究連絡委員会の性格と機能、これは会員の推薦母体の役割を果たすことになり、それが、そうなりますと研究連絡委員会は、元来は国内の研究上の連絡というふうなことを主たる任務にしている。学術会議法三条二項が主たる任務でございますが、そうなりますと、この学術会議の職務、主たる任務の二番目の方にこの性格が片寄つていくおそれがあるかどうか。総合的な科学技術政策を人文、社会、自然、諸科学の学際的な分野に属する科学者が審議して、たとえば政府に勧告等をして実現を図るというふうな主たる任務がひっくり返つてしまふのではないかと危惧。

それから六番目には、学会からの推薦ということになりますと、学協会の間に、あるいは学協会の中のいろいろな混乱、動揺を招くおそれがある。たとえば学会から学術会議に会員を推薦するということになりますと、たとえば山階宮のやつていらっしゃる鳥類学会がございまして、それから天文学会、こういうところでは会員の半分以上がアマチュアです。アマチュアと専門研究者が一緒になつてやっていると、そこに意味が大いにあるのですが、その中に差別が持ち込まれるおそれ

が少なくともある。こういう点で、へたをすれば学会に大変な混乱を与えるおそれがあるのではないか。

それから、ある会員は、この推薦制度の導入によって、学協会、ひいては科学研究に対する国家統制に結びつくおそれがあるのではないかと、このことを、戦前と現在を比較して指摘した方もございました。

それからまた、選挙制をやめて推薦制に変わるということは、実際問題としては、約二十万のいわゆる有権者、一定の資格を持った科学者から選挙権、被選挙権を剝奪することになるが、そのことについて、そういう有権者の意向も確かめないうで一方的にやつていいのだからという御意見もございました。

それから、保留の意見の中には、私どもが総会で審議した段階では、この法改正の趣旨も明らかでない、それから法文それ自体も見ることができない、そういうことでは責任のある賛否は決したくない。これは主として法律学者の間からの、これはもつとも意見だと思ひますが、そういう御意見がかなりたくさん出まして、結果的には、先ほど久保会長がおっしゃいましたように、この賛否を決したい。逆に言えば、学術会議としては、会長の見解という文書がございまして、現在の段階ではこの法案に対してはわかに同意しがたいというのが総会の状況であります。

で、これらの理由は、この委員会で御審議になる場合にぜひ御参考されたいと思ひます。

最後に、本日午前中に、総理府総務長官がこの法律案の提案理由を説明された、その資料もいただきましたが、法案の中では、ただ簡単に改正理由として、「科学の多様化等にかんがみ」と書いてあるだけでございます。長官の御説明はもう少し長く、五点ございまして、その中の一番重要な点は、学術研究の多様化が進む一方、細分化や専門化も多く見られる、そこでそれに対応するためには全面推薦制というふうになつております。これは私の私見ということになりますが、若干

これは考え方として短絡があるのではないか。この基礎になりました田邊前総理府総務長官の試案では、この学術会議の会員は科学者の自主的な選出によることを基本とするとありますが、自主的な科学者の選出ということであれば、この民主主義社会のもとでは一般には選挙ということになるわけで、それがどうして推薦制に短絡するのかわからない、ちょっと説明がないと理解しがたいと思っております。

そして、先ほどもちょっと触れましたけれども、多様化あるいは細分化にたえるということとでございまして、私どもの改革要綱の、三分の二公選、三分の一推薦ということを考えますならば、たとえば学際的、総合的領域の科学者とか、国際学術団体の役員であるとか、地方在住の科学者であるとか、そういう人を拾える仕掛けになっているわけで、そこまで配慮しているんですが、この学術会を基盤とする推薦制ですと、一〇〇％不可能とは思いますが、制度上はきわめて困難になります。そういうことで果たして多様化や細分化に対応できるかどうか、時代逆行ではないか、極言すれば。そういう意見は私だけではございませぬで、何人かのいろいろな分野の会員が言っている点でございませぬ。

そういう点を考えますと、最後に二言三言、委員の皆様方にもお願いもございまして申し上げますが、一つは、学術会議がかねがね政府にお願いしておりましたように、学術会議法の改革、特に選出制度の改革というのは、単に学術会議の会員をどうするところというだけではなくて、日本の学会あるいは大学、研究機関、また科学者に大変大きな影響をもたらす、ひいては日本の科学研究の将来のあり方にも重大なインパクトを及ぼしかねないきわめて重要なものを含んでいるので、本日は政府が改正法案をつくられる過程でもっとじっくり審議をしていただければよかったと思うんですが、それがこういう形で性急に出来てしましましたことは、朝日新聞の十八日付の社説

が論じておりますように、きわめて遺憾だと。この後は、皆様の慎重な御審議をお願いするしかない、いまとなつては私思っておりますが、そういう点が一点。

第二点は、元来学術会議の改革というのは、日本の学術体制全体の中で学術会議をどう位置づけるか、その位置づけられた学術会議を改革するためのにはどうすべきか、そういうコンテクストで考えるべきでありますし、その意味ではたとえ科学技術会議とか文部省の学術審議会とか、そういう幾つかの関係の機関がございまして、そういう全体の中で学術会議をどう位置づけるか、その相互補完性はどうかとか、それならば学術会議はどういう性格、任務を与えるべきか、こういう考慮があつて出されてくるというのが本格的な考え方だと思ひます。学術会議の改革要綱でもそういうことは一応やっておりまして、まだまだ十分分たど私どもも思っているくらいです。本来はそういうことを検討してから学術会議の改革に政府におかれとも取り組まされるべきだというふうに私は考えております。

また最後に、学術会議の創設の歴史につきましては、先ほど久保会長もおっしゃいましたけれども、これは過ぐる太平洋戦争、あるいはそれに先立つ日中戦争、そういう戦争に科学者が盲目的に協力した、またそのために学術体制がゆがめられた、そういう深刻な反省の上に立つて学術会議のような組織をつくるべきであるという、そういう反省と意見が日本の各分野の科学者の間に強まりました。それはGHQからももちろん指示されましたけれども、これは片山内閣のときでございまして、そのことについて科学者に諮問をする。その諮問に当たったのが学術体制刷新委員会という組織ですが、これは各分野の科学者の中から選挙で選ばれた人々が委員になって、そしていろいろ知恵をしばつたあげく学術会議のような組織が必要であるという結論を得て、これが芦田内閣のときに国会に提案され、国会で採択されました。学術会議が生まれたわけでありまして、学術会議

の創立総会の際にはくしくも当時の参議院の議長松平恒雄先生がわざわざ祝辞を述べられ、芦田総理大臣も祝辞を述べられましたが、総理の祝辞の中には、この学術会議の組織方法、つまり選挙による組織方法というものが日本中の科学者が英知を傾けた結果であつて、これは非常に重要であるということまで触れておられます。これは日本学術会議の二十五年史の中に収録されておりますので、御参考になさつてくだされば幸いです。

いすれにしても、そういう点から本委員会におかれましては十分関係の資料も検討され、特に学術会議の改革要綱に盛り込まれている会員選出方法と政府提案の方法と、この長短の比較を多面的にやつてくださることをお願いして私の陳述を終わりたいと思ひます。

○委員長(堀内俊夫君) ありがとうございます。次に、向坊参考人をお願いいたします。向坊参考人。

○参考人(向坊隆君) 向坊でございます。私は、総理府でおつくりになりました日本学術会議に関する懇談会の委員をしていただきましたので、本日お呼びがあたりまして承知しております。私は座長でもございませぬし、またこの懇談会は御承知のように一つのはっきりした結論を打ち出したわけでもございませぬので、懇談会での議論のごく概要は申し上げますが、本日私の申し上げたことは、まあ一学識経験者の意見と、そういうふうにお受け取りいただきたいと存じます。

私、この懇談会の最初に出ましたときに、それだけが意見を述べましたのですが、そのときの自分の言ったことはいまでも覚えておりますが、私は、学術会議はいままでの活動の状況からも考えまして、国立であるということはやっぱり必要だろふと思うというところは申しました。しかし、設立以来三十数年を経過しておりますし、その間、先ほどからお話が出ておりますように、社会も学会も相当変わりましたし、それから、学術会議に對

する批判もいろいろな形で出ておりますので、改革の時期に來ていると思うということを申しました。

ただ、この懇談会が非常に短期間に結論を出すような計画のように伺いましたので、私は、これは相当重要な問題なので少し時間をかけて、少なくとも一年ぐらひは議論をし、方々の意見を聞いてから結論を出すべきではないかということ、大体その三点を申し上げた記憶がございまして、その学術会議に對する批判と申しますのはいろいろな形で出ておまして、その懇談会でも、非常に強い意見から学術会議に對して同情的な意見まで、かなり幅がございまして、非常に強い意見、もう全く不要である、国立である必要もない、不要であるという意見から、いまの学術会議の活動を高く評価して、何とかいまに近い形で存続すべきところまで幅があつたように記憶しております。このように非常に幅が出ますのは、それだけの個人のお考えにもよると思ひますけれども、私の感じましたところでは、同じ学者と申しましても専門分野によつて事情が非常に違つていくことが、そういう幅を生じた原因であらうと思ひました。

事情が違つたと申しますのは、学問によつて考え方もいろいろ違ひますけれども、たとえば、学会というふうなもの、一つの専門分野で非常にしっかりしたものができておつて、学問的活動がその学会を中心に行われている、そういう分野もございまして、たとえば、私の属しております化学とか、久保先生の属しておられる物理学のようなどころはそれに当たるところでございまして、専門分野によりましては、そういう体制が全くできておらないように見えるところがあるわけでございまして、小さいグループがたくさんあつて、化学会、物理学会に相当するような学会活動が行われているように見えないような分野もございまして、非常にそれが多様であるということが学術会議の改革においてもいろいろな意見が出てくる一つの大きな原因ではないだらうかと、そういう

うふうに感じた次第でございます。

ここでちょっとこの懇談会の様子を簡単に申し上げたいと存じます。

懇談会では、ただいま申し上げましたように多くの意見が出ましたけれども、報告書ではそれを四つにくくっております。

一つのA案と申しておりますのは、学術会議のまとめられた改革案に一番近いものでございまして、国の機関として、そして会員の選出は、まあ学術会議の案と似たような一部推薦、一部公選という形をとるといふ点で大変似ている案でございます。

それからB案と申しますのは、学術会議の任務であるところの二つの任務でございますね、科学の進歩のために重要な問題を審議して、必要があれば提言を行うという機能と、それから研究連絡という機能でございます。これは国内の連絡もあり国際的な連絡もございますが、その二つの機能を分離したらどうかというのがこのB案でございます。その方が、二つの機能には同じ人が一番適しているとは必ずしも言えないので、分離した方がそれぞれの機能をちゃんと果たすのではないかと、このB案でございます。

それからC案と申しますのは、これは全機能を民間に移すのがいいんだというのが簡単に申せばC案の骨子であります。

それからD案は、学術会議の改革は非常に重要な事項なので、根本的に改革すべきであって、しばらくは現状のままで置きながら、時間をかけて慎重に改革を審議したらどうかというのがD案でございます。

これらについて、いろいろ意見が交わされましたけれども、それぞれの案について問題点が指摘されました、一致した結論を得るには至らなかったわけでありまして、

その主な点を申し上げますと、学術会議案に近いA案につきましては、学者の独立性を非常に強く主張するならば、むしろ国の機関である、政府機関であるというところは矛盾するのではないかと。

会員の選出制度については中途半端ではないか。この程度の、一部推薦、一部選挙というのは微温的であって、現在欠点として指摘されているところを必ずしも直すことにならないんじゃないかと、この批判がありました。

それからB案、分離案につきましては、分野によつては、第一の、審議して必要事項を提言するというような機能が弱まるのではないかと、研究の連絡という実質的な科学者の日常関心のあるようなことにばかり力が注がれるのではないかと、この批判がありました。

それからC案の民間案につきましては、やはり一番根本は、安定した活動がちゃんと心配だといふところにあるのだと思ひます。政府機関として経済的にも安定した活動ができることが必要なんだといふことが批判の要点だと思ひます。

それからD案の、現状維持で時間をかけるというのはいくつかの考え方ではございまして、こういう改革というものはやはりムードと申しますか、機運のようなものがありまして、政府側にも学術会議側にも、改革の機運がせっかく盛り上がりつつある時期に精力的に詰める方がよろしいんだといふことで批判されたのだと思ひます。

こういうわけで、一致した結論を得るには至らなかったのがこの懇談会でございます。

私個人の見解を若干つけ加えさせていただきます。私は、やはり学術会議がいままで果たしてこられたような任務は、国立機関でやるのがやっぱり安定しておつて必要なことだと思ひます。主要各国を眺めてみても、学術会議と全く同じものは見当たりません。それぞれの国の特徴によつてあり方が違ひますけれども、ほとんど主要な国では、国がこれをやっぱり指示して安定した活動をさせているわけでございますので、何とか私も国の機関であつてほしいと思ひているわけでございます。

それから現時点で、総理府がお出しになりました案と学術会議側でまとめられました案といふ

いろいろな点で一致しているところもございまして、相違している点もございまして、非常に大きなのは、やはり科学者の自主性を尊重するということ、を第一に掲げて、公選制を強く打ち出しているのが学術会議の案であつて、それがとられてないといふところ、一番大きな不満があると私は思ひます。

しかし、その科学者の自主性を尊重するということとは、やはり科学の進歩のために非常に大事なことでございまして、それは大学なんかでも同じでございまして、国立大学の学長は、御存じと存じますけれども、学内で選挙いたしました、それを国に大学の評議会が推薦いたしました、国が任命するわけでございます。そういう意味で、自主性の方は手前の方の選挙で生かされております、国の機関としての制度は、国が投票結果を重んじて、ほとんど変更なしに任命がされております。これは私に適當な組み合わせをすることが可能なのではないだろうか、そういうふうな思ひに入っております。具体的には、この詳しい審議に入っておりますけれども、長い大学生活を通じて、これは矛盾なくやれる可能性はあるのではないかと、そういうふうな思ひ次第でございます。

学術会議に対する批判、いろいろな形で出ておりますけれども、やはり会員の選出方が非常に大きな影響を持っていると思ひます。最近、学術会議に対してみんなが冷たくなつてきたのが二つの面であつておられます、一つは会員に立候補する人が非常に減つてしまつて、無投票の場合が多くなつてきているという形であつておられます、もう一つは、有権者の資格を持ていないにかかわらず、有権者として登録しない若い人たちが非常に多いといふことでございます。

よく大学なんかで、だれかを立てようといふような場合に、あつてその有権者を調べてみますと、若い人の非常に大ぜいが知らぬ顔をしておりまして、それで先輩が勧めて、学者として参加し

るということでも登録させるのでございますが、そういう面でもあらわれておりますので、何らかの形でこの会員の選出方を改めるといふことは、やはり学術会議に対する批判にこたえる一つの重要な道であらうと、そういうふうには思ひ思つております。

外国との比較も非常に重要でございまして、外国との間の国際交流がいろいろな形で非常に盛んになっておりますので、学術会議のように科学者を代表する機関のあり方も、ほかの国と全く違つたことをやっているといふのも必ずしも都合のいいことではないわけでございますが、外国と申しましても、また事情が非常に違つております、必ずしも世界的に共通なあり方の認識というものが確立しておらないように思ひます。たとえば社会主義諸国では、学術会議に相当するものは恐らくアカデミーと呼ばれてゐるものだと思いますが、アカデミーは非常に実力と申しますか、実行機関としては非常に大きな組織になつておられます、国の一流の研究機関がほとんどアカデミーの設立、運営しているものでございまして。私は社会主義国を全部歩いたわけではございませんが、数カ国を歩いて見ておりますが、どこでも私の行ったところではアカデミーが国のお金でつくり、運営をしておりますので、日本の学術会議に比べると、はるかに実行機関的な色彩の強いものでございます。

それから、アメリカの場合には、そういう研究機関のようなものは一切持つておりませんが、何と申しますか、頭脳集団としての活動を非常に盛んにするところがございます、たとえば国から非常に大きな、一件数億円というふうな非常に大きな委託研究を受けまして、それで学者を集めて、その結果をまとめて報告を提出する。これは政府のために働くといふよりは、国のために働くといふ意識が非常に盛んなわけでございます、そういう活動が非常に盛んなのがアメリカのアカデミーの特徴のように思ひます。

その他、省略いたしますけれども、国によつて

事情が非常に違いますけれども、余り日本だけ別なことをやっても、向こうの人たちの理解を得にくいというようなこともございますので、参考にはする必要がありますかと思ひます。私は、今回の改革案、十分に意見を申し上げる資格がございませぬけれども、両方の案を拝見いたしましたして、これはこれから実際に決まるまでの間に十分御連絡になれば、両方の、まあ百点満点とはいかないでもある程度まで満足し得るような案をつくり得るのではないかと、そういう期待を持っていますというところを最後に申し上げます。どうもありがとうございます。

○委員長(堀内俊夫君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

なお、参考人の皆様には、各委員の質疑時間が限られておりますので、恐れ入りますが、簡潔にお答えくださるようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○粕谷照美君 最初に久保参考人にお伺いをいたします。

日本学術会議が学術会議改革要綱をほとんど満場一致のような形で出されたということ伺ひまして、私もその意思統一があるのだから、政府としてもその案を十分に取り入れなければならぬというふうに考えるだろうと、こう思っていたわけですが、案に相違して学術会議の改革要綱とは違う法律案が出てきた。そのところが一番の問題点になるわけですが、学術会議にやはり問題がある、こういうふうに判断をして改革問題が起きてきたのが昭和四十四年の第八期のころからだと、こういうふうに言われております。その当時の問題点というのは、一体どういうことが改革しなければならぬというような問題であったのか。それは学術会議の内部そのものからの問題なのか、あるいは今回のように、政府の方か

ら大きな声が上がって改革の問題が討議をされてきたというふうに私も考えていいのかわるか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○参考人(久保亮五君) ただいまのお話は、いまから十何年前の昭和四十四年ごろからの話だと思ひますが、問題の本質はいまほとんど変わっていません。

日本学術会議に対する科学者の関心が衰えてきているとか、それから、対政府の関係におきましてもとかく順調を欠くとか、元来政府と十分連絡して、協力して日本のために仕事をしなければならぬという支障があるとか、それから学術会議自体の活動が低下してしまっているとか、いろいろな制限があつてむづかしいとか、本質的な問題は現在とほとんど変わらないと思ひます。

○参考人(久保亮五君) ここに、お手元には差し上げてございませぬが、改革委員会報告というのがございます。これは二月の総会の時点で提出されたものでございませぬが、総務長官試案をいたしたまは十一月の末でございませぬ。それで、この検討をしてほしいということでございます。したので、検討をする一方、問題をいろいろ掘り下げていったわけでございますが、改革委員会のその一つの報告として出ておりますものでは、こういう状況にあるという判断がございませぬ。

しかし、この時代にどういうことを考え、どういふふうに取り組んだかといふことと、そういう問題を根本から検討するということをやする一方、これをまずは学術会議内部の問題として法改正に至らない範囲でやれるところだけやろうというものがこの時代のことでございませぬ。しかしながら、そういう限界を設けて改革しようとしても、それだけでは非常にむづかしいといふことの意識がだんだんございまして、そして十二期に至ってあえて法改正、そういうことまで踏み込んで、いわば抜本的な改革をしよう、そういう検討をしようといふのが十二期の初めのときからでございませぬ。

つまり、学術会議改革要綱は、学術会議といたしましてはこれが最善であるといふことでございまして、そのいろいろな問題がそこに出ておるわけでございます。試案で出しましたものは、その選出制度に関するものでございまして、そのほかの点については触れてなかつたのでございませぬが、その根本的な、ほかの点については触れておるわけでございます。国と機関というところは触れておるわけでございますが、あと基本的なことを幾つか、そういうことはその事前までもたびたびお話をしておいて御理解をいただいているわけでございます。

ですから、ただいまの御質問にそれだけでよろしければ、問題の本質は当時と変わっていないなかつた。それに対する取り組み方は、最初のうちは問題の掘り下げとその内部的な改革を目指していった。それが十二期からは法改正を伴う問題にまで踏み込んでやろうと、こういうことになったのでございませぬ。

二月の時点での改革委員会の報告を見ますといふと、要綱が政府、国会の一〇〇%同意するといふことにはなり得ないという状況がある。これはなぜかといへば、そういう学術会議の改革要綱、それから総務長官の私的諮問機関、そういうようなものを総合して、矛盾するところがあるわけでございますが、それを総合して出されまして回答が試案であるといふことは、その改革要綱の主張も考えた、これも考えた、それで総務長官としてはこういう答えだといふのが試案という形

で出てきた。ですから、要綱が政府、国会の一〇〇%同意することにはなり得ないという状況がある。要綱の自主改革がそのままで受け入れられることがきわめて困難であるという事態に当面した現在、この事態をどうように認識するかが判断の重要なファクターである。これが改革委員会からの報告にございませぬ。

その局面においては自主改革を実現したいという本会議の希望と、国会に責任を負う政府の判断との間に距離があることがわかつた現在、それを調整の余地のないものとして歩み寄りを拒否するか、それとも調整の余地を認めて歩み寄りを認めるか、一にこの判断にかかつています。

さらに、その長官試案の線では政府が改革を、改正法案を進めようとする場合、それが学術会議として許容範囲のものであるかどうかといふことは幾つかのファクターによるといふことが挙げられております。独立性、任務、代表すること。選出に公正が期待されるか。形式的任命制が実質的任命制に移行しない制度的歯止めが可能であるか。学術会議に不必要な介入、統制、差別を引き起こすおそれがないであろうか。こういうようなファクター、これは法案がもしその改正試案の線で行かれていきましたときに、それがいかなるものであるか、こういうような判断のクライテリアから、基準からいたしまして、許容範囲に入るかどうかといふことであるといふふうに記されております。

それで、二月十六日以降、政府がその試案の線で進むといふかたい決意を表明された段階に及びましては、会長としてはこれがいかなる形でこういうような判断にいたえるかといふことに對して最大の努力を払つた、その結果がこれになってきたわけにございませぬ。

○粕谷照美君 簡単に言うと、政府が試案の線を譲りそうもない。したがって民間などにされては大変だから、国立の、しかも独立の機構であるという意味ではこの選挙制度のことは譲つても仕方がない、こういうふうに判断をして、全員の皆様

にその態度をお諮りをした。そしてその態度についての会員の皆さんの答えは、新聞報道なんかによれば、流会になったからというふうな点に私どもが判断してよろしいのかという点はどういうに理解したいのかという点か。

○参考人(久保亮五君) 四月十四日ですかの総会におきましては最終的な判断には至らなかったわけでございます。

先ほど反対論の方の御紹介がございましたが、賛成論も多々ございまして、どちらとも決しかねたというところがございます。これは時間が十分用意されてなかったという点もございまして、そういうことでございまして、会長といたしましてはそのとき述べたこととございまして、この政府原案は、要綱の精神を最大限に酌んでいただきたいという会長の折衝過程における主張を相当に取り入れていただいたことは確かでございます。

それで、これは会員全体の判断では、現在の時点ですらうございせんが、折衝に当たった者といましては、これによって要綱全体の精神を損なうことなく日本学術会議が、これからの発展を期することができるといふふうに考えております。

これは多くは科学者自体の努力によるところがあり、また同時に、もちろん政府、国会、そのほか各界の御理解をいただく必要がある問題だと思っております。

○粕谷照美君 岡倉参考人にお伺いをいたします。

ただいま久保参考人の方から、賛成意見もすいぶん述べられた、こういうふうな言っておられます。しかし、先ほどの岡倉参考人の御報告では、根幹にかかわる選挙制度のことが全く違う形で法律として出されているのですから、私どもが判断しますにはこれは受け入れられないというものが筋ではないかと思うのです。しかし、賛成論が出てきたという点についてもどうしてもお伺いをしたいんで、その賛成論などについての岡倉参考人の

御意見をお伺いいたします。

○参考人(岡倉古志郎君) 先ほど申し上げましたのは、総会や部会で出された反対論あるいは技術的不可能論の主なものを御紹介したのでございまして、私個人の意見ではございません。

それから、いまの御質問の賛成論の方でございますが、賛成論はいろんな角度から行われましたけれども、主なものはいくつかございまして、総会等での御意見でございます。

第一点は、今回の政府の改正法案は、会員の公選制以外については国家機関としては存置するし、独立性も保障するという点なので、われわれの学術会議の改革要綱の考え方をかなり取り入れている。だから、これに賛成すべきだというのが一つの意見でございます。

それから第二の種類の賛成意見は、研究連絡委員会を基盤にして学協会が会員を推薦する、この推薦制度というものは確かに改革要綱のあの三分の二公選、三分の一推薦というものと比べると改善の点である。ベストではないが、それに次ぐものであるけれども、しかし、学協会というものは御存じのとおり科学者の自主的な組織でございますから、その意味で科学者の自主性を保障していることと評価することができるといふ論拠からの賛成意見もございまして。

それから第三の賛成意見は、これまでの経過に照らしてみますと、学術会議がこの政府の改正法案に反対するということは、学術会議の将来の展望を非常に困難にする恐れがあるから、その意味でこれに反対しない方がよい、こういう考え方でございまして。

それから第四点は、この法案の提出権を持つ政府との合意がなければ学術会議の改革を実現することができない以上、科学者の自主性を損なわない範囲内で政府案に積極的に対応すべきである、これが第四の賛成意見のあらましでございます。

それから最後に第五の賛成意見は、この機会に、この政府の改正案ですと、学術会議の中の組織としての研究連絡委員会が拡充強化されるとい

うことが前提になりますので、この際、研究連絡委員会の拡充を実現するということが可能であるから、その点で非常にメリットがある、だからこれに賛成すべきだ。

およそこの五つぐらいに分類できると思います。が、そういう賛成意見が幾つかの部会で、特に工学の第五部とか、あるいは医学、歯学の第七部とかでは非常に多い意見でございます。総会でもこういう賛成意見は何人かの方が述べられました。

○粕谷照美君 この改革要綱を審議するに当たりまして、学術会議に対する世論の厳しい批判というものがそれまでもたくさんあったと思えます。そういう問題についての自己反省といえますか、その辺についてはどのようになっておりますか、お伺いします。

○参考人(岡倉古志郎君) いまの御質問でございますが、先ほど久保会長もおっしゃいましたように、第十二期になりましたから法改正を含む抜本的な改革に取り組もうということになりました。これは、科学者の間からの、これは長老の科学者からの第一線の若い科学者を含めて科学者の間からの批判とか、あるいは先ほど向坊先生がおっしゃいましたように、科学者の学術会議離れとかそういう冷徹な事実があります。だから学術会議を改革すべきであるという意見がそういうほかならぬ科学者の間からも出てくる、あるいは報道機関などの社説等からも出てまいりました。また、政界のレベルでは中山前総理府総務長官がかなり包括的にそういう御意見をお出しになった。そういう外部の声を深刻に受けとめて、そしてみずからどういう点に欠陥があるかということ、完全ではないにしてもできる限りえぐり出してつくったというところでございまして。

○粕谷照美君 若い科学者の学術離れということ先ほど向坊参考人からもお話しになりましたけれども、岡倉参考人は、そういう学会に若い人たちが入っていないとか、あるいは若くなくてもテレビなんかですばる活躍している人が、あんなものが前提になりますので、この際、研究連絡委員会の拡充を実現するということが可能であるから、その点で非常にメリットがある、だからこれに賛成すべきだ。

なものおれは入らないなどということを公言されたんでは、日本学術会議に対する信頼なんというのは、マスコミを通じて非常に大きく国民の中に入っていくと思うわけですが、その学術離れをしていく原因そのものの分析はどのようにお考えですか。これは岡倉参考人と向坊参考人、あわせて久保参考人にもお伺いしたい。

○参考人(岡倉古志郎君) いまの御質問でございますが、もちろんそういうことは検討いたしました。これにはさまざまな理由がございます。

一つは、学術会議の組織運営の欠陥から生ずる学術会議自身の責めに帰すべきものでございまして。それは先ほど久保会長もおっしゃいましたように、学術会議ができたころと比べると、簡単に言えば権威を失墜した、社会的な影響力を低下させたというところで、これはまたいろいろ原因があるんですが、将来をはるかに展望した大きな科学研究のプログラムをつくるというふうなことが必要なのに、そういうことができないではないかというふうな批判もあります。そういうこととができないのは、一つは予算が大変限られていてその枠の中できれいじゃない。会員は非常勤の特別職公務員でございまして、特別職公務員の給与に関する法律の規定によりますと、国家公務員の身分を持つていて国立大学の教官とか研究所の所長というのにはびた一文も手当はもらえせん。で、学術会議の会員の約半分は文字どおり手弁当で仕事をするという点で、魅力もないということにもなります。

そういういろいろな制約から、果たすべき社会から期待された任務を果たし得なかったということが一つございまして、それから他方、現在の若い世代の研究者の側にも問題がないではない。

一つは、手短かに申し上げますが、このごろの若い研究者は、大体自分の研究本位に徹しておりまして、私、大学にいますが、大学でも助手クラスの方々は、自分の業績、論文を上げることに大変熱中しますが、学内の行政業務からはできるだけ逃げようとする、そういう風がございます。明

治生まれの私などは大変考えられないことなんです。
 そういうことからすれば、学術会議なんて何に
 関係があるんだということになりますし、もし学
 術会議が巨額の広報活動用の経費でも持ってい
 れば別ですが、三年に一度投票用紙が舞い込んで投
 票してくれただけで、学術会議がどういふ活
 動をやっているかということが有権者のところ
 には全然届かないわけです。これで関心を持て
 ても、これは持たない方があたりまえなので、
 そういう点は大変残念なことですが事実でござ
 います。双方が相まっていわゆる地盤沈下が起
 っているということであると思います。

また、学術会議がせっかくじみちな長大な展覧
 に基づく勧告等をいたしても、残念ながら政
 府がすぐそれを取り上げてくだらないというよ
 うなこともありまして、新聞の報道などで学術会
 議の活動が十分科学者の間にも国民の間にも伝
 わらないというようなことがこれまた裏目に出る
 ということもございます。

このごろ国会などでも、たとえば献体登録を法
 律化しようという動きがございすけれども、あ
 れはつとに学術会議がそういう勧告をしたのがよ
 うやく実ってきたというのですが、そういう中
 では学術会議の方の字も出てこない、これは新聞
 にも責任があると思ひますけれども、そういう
 んなものがかたまっていゆる地盤沈下が起こ
 っている。

長くなりますから終わります。

○参考人(向坊隆君) 私は、先ほど若い人たちの
 ことを申ししたのは、最近の事実を申し上げた
 わけでございまして、その理由は、ただいま岡倉
 先生のちょっとしたような、若い人たちが自分の
 業績に関係のないことには関心を持たないとい
 うこともあるかと思いますが、やはり学術会議のイ
 メージが若い人にはアトラクティブでないという
 点もあるし、それから、私の若いころには学術会
 議の会員になっていた先輩に依頼されまして、委員
 としていろいろなことをやらされたわけですが、

たとえば、学術会議が大学院の充実問題につ
 いて政府に勧告したい、そのときに大学院の実情を
 調べたり、問題点を若い者で議論したりする機会
 があり、先輩の依頼でやったわけですが、それか
 ら、原子力の研究が始まりましたときに、原子力
 の研究は大変お金がかかるので、政府がつくった
 原子力研究所といううらばな施設を全国の大学で
 共同利用しようというのが学術会議で話が起こ
 りまして、私はまだ非常に若かったんですけど、実
 現したわけでございます。原子力研究所。

そういう時代にはわれわれは一種の生きがい
 持ってお手伝いをしてあげてございすが、最近
 そういふことがほとんど起こっておらないとい
 うこともあるんじゃないかと思ひます。
 簡単でございますが。

○粕谷照美君 ちょっと済みません、久保参考人
 の前に……

そうしますと、若い方々がそういう関心を持
 ないというのは、いわゆる学術会議の会員である
 先輩の方々の指導がちょっと足りない、こういう
 ふうに考えてよろしゅうございすか。

○参考人(向坊隆君) 研究室の中での指導に直接
 関係しているとは必ずしも言えませんが、私も、
 その先輩方の学術会議における行為なり言動なり
 がやはり若い人たちに敏感に響くと思ひます。
 ね。そういうことも影響していると思ひます。
 自分らに関心のないことばかり議論しているとい
 うような感覚を持っているということはあると思
 います。

○参考人(久保亮五君) おおよそのことはいまお
 二人から申されましたので、余りつけ加えるこ
 とはございせんが、そのことは私が一番最初意見
 を申し上げたときに多少は抽象的には触れたわけ
 でございす。

これは大きく申せば時代の流れというものござ
 います。学術会議が当初でございました時は、
 私どもは本当に真剣に自分たちがやりたいことが
 どうやって実現されるかということを考えたわけ

ですが、いまそれはいい時代になったかどうか
 よくわかりませんが、若い人たちにとつて
 は、相当の施設もできて、研究環境もかなり
 整っているといううなことで、自分のことに忙
 しいという面もございす。

それで、実はある面ではそれは仕方がないとい
 うか、学術会議に関心が薄まるのも仕方がないこ
 とでございまして、学術会議といたしまして別
 段、この研究所が学術会議の勧告のおかげでで
 きたんだ、あるいは全国の計算機の整備も学術会
 議の勧告のおかげでできたんだということをことさ
 らに宣伝しているわけではございせん。じみち
 な活動をするのが学術会議の持ち前でございす
 から、それはある程度やむを得ないことだと思
 います。

しかしながら、やはりそういうことの関心を若
 い人に持ち続けてもらうこと、そのことはこれか
 らの世の中にますます必要になるということは先
 ほど私が申し上げた、そこを私は申し上げたかつ
 たのであります。そして、そういうことは研連の
 活動なども通じまして、会員のみなさん、そう
 いふことによつて高められていくことを私は
 望んでおりますし、それが十分可能だと思つてお
 ります。

○粕谷照美君 向坊参考人にお伺いいたしますけ
 れども、日本学術会議に関する懇談会というの
 は、これは学術会議の改革について結論を得るよ
 うにという形で諮問をされたものでしょうか。こ
 れを見ますと、両論併記みたいな形で、最終的に
 結論が出ないような感じが出ておりますが、
 その辺はどうでしょうか。

○参考人(向坊隆君) 私は自分の公務が忙しく
 て、この会議にそう勤勉に出たわけではござい
 せんけれども、最初はやはり何らかの意見をま
 めてほしいということで御依頼があったんだと思
 いますけれども、議論を始めてみますと、先ほど
 申し上げましたように、非常に幅広いいろいろな
 意見が出ましたものですから、座長がおまとめ
 になれなかったというのが事実だと思ひます。

○粕谷照美君 そうしますと、この懇談会の代表
 としての結論というものが出ていないわけですか
 らお答えづらいと思ひますけれども、しかし
 「何れの案についても細部にわたる検討を要する
 問題が多く、これらの問題について結論を得るに
 は今後なお相当の時日を要するものと思はれる。」
 と七ページに書いてあるわけですが、「なお、日本
 学術会議の改革については例えば新たな懇談会等
 を設けて引き続き検討を行っていくこと、さらには
 当面、来年十一月に予定されている第十三期日本
 学術会議会員の選挙について、これを一年間延期
 する措置をとることなどが考えられる。」と、要は
 まとめていきたい、こういう趣旨だと思ひます
 けれども、でもそれにもかかわらず今回、具体的
 に法律案として出されてきた。

私などは国会議員として、こういう出し方は何
 だという、今回は大変強い不満があるわけなん
 です。本当にもっと十分に討議をして出してくれ
 ばいいんだけれどもという考えがあるわけだ
 が、この辺については強く総理府に要望されたも
 のでしょうか、どうでしょうか。

○参考人(向坊隆君) 期間を置いて十分議論して
 ほしいという意見はかなり強く要望されました。
 しかし、何年という程度のものではございせん
 で、先ほど申し上げましたように、改革の機
 運が消え去りますとまただめになりますので、私
 どもの主張は一年ぐらいを考えたものでござ
 いますし、ほかの方もその程度のものであつた
 んではないかと、そういうふうに通じておりま
 す。そして、今度の総理府の要綱は、一応一年ぐ
 らいをかけて学術会議とすり合わせをするとい
 うことはお考えになつていられるように受け取つてお
 ります。

○粕谷照美君 私たちはすり合わせをするとい
 うことについてはわかるんですけども、基本的に
 公選制であるか、推薦制であるかというところの
 すり合わせはできない形の一年延期ということに
 なるわけですか、この辺もやっぱり問題がある
 というふうに思ひます。

久保参考人にお伺いいたしますけれども、先回総会が流れた、久保会長のことは信頼をする、信託をするんだということになっているような報告がありましたけれども、これから学術会議としては、法案審議の間には何もなされないのかということはどうお考えですか。

○参考人(久保亮五君) ちよつと最後の御趣旨がよくわからなかったんですが、学術会議の総会は五月に予定されております。そのときにやはり改革の問題は論議されることだと思います。

○粕谷照美君 総会が予定されているといいますが、大体その日程はいつごろになるんですか。

○参考人(久保亮五君) これはかねがね決められておりました通常総会でございます。十八日から二十日までの間でございます。

○粕谷照美君 そうしますと、私も学術会議の意向というのは非常に国会審議の中では重要に考えているわけですので、学術会議はこの法律についてやっぱり総会の中に出て意見を問われるというふうにいままお考えになつていらっしゃるんですか、どうでしょう。

○参考人(久保亮五君) 国会審議の間にこれについてどういふような意見の出し方をするかということ、これから慎重に考えてまいりたいと思ひます。

○粕谷照美君 そうではなくて、そのことはわかりました。国会審議の間にどのようなことをやるかということとは慎重に考えていくというのはわかりましたけれども、その総会そのものに、この法律について総理府はこのように出しているというふうなことをおられるつもりですかどうですかという質問なんです。

○参考人(久保亮五君) おろされるということですか。

○参考人(久保亮五君) 討議はすることになると思ひます。

○田沢智治君 学術会議につきましては、私も皆さんの御意見を伺う中で認識をさらに新たにしたいと思ひます。

ました。社会が高度化し、多様化するほど学術研究も多様化し、かつ細分化され、遺伝子組みかえすらできる、生命の変革が可能になってきておる現状を思うとき、政治家に政治倫理が求められるように、科学者には科学者としての生命の尊厳に対する絶対的倫理感が求められるものであると私は思つておるんです。

そういう意味において、幅広く多くの科学者、学者の部門別、専門別分野から有資格者全員の参加を求めるような体質的変革をみずからの力でなさないと、私はこの使命遂行はできないと思ひます。四十四年に問題提起されて、十四年間ちつとも進展しないということはあなたの方の私は怠慢だと思ふんです。やはり科学者は科学者としての良心があるし、国家、国民に対する責任があるとするならば、みずからがみずからを改革し、それに対する真摯な気持ちで問題点を提起して、国民とともに生きる行き方というものを提言していく努力を私は続けなきゃいかぬと思ふんです。そういう意味で、率直に私は各参考人の方々に意見を求めます。

久保会長さんについては大変に人格、識見に対して多くの人は尊敬しております。あなたがまとめるならばまとまるんじゃないかという声もあります。そういう意味で学術会議の目的、使命を達成するために公選制でなければだめだと思われおられるかどうか、まず第一点、お聞かせください。

○参考人(久保亮五君) 公選制と申します意味は、もちろん現在の公選制は、何と申しますか、国がその選挙を管理してやる、直接には学術会議でございますが、そういう形の公選制でございます。今回長官試案の根本になつております学協会推薦というものが具体化されます段階におきましては、もちろんこれはそういう意味の公選制ではないわけですが、いま法案に出ておられますのは、これは二段階選出で、二段目の選出は学術会議が管理して、あるいは国が管理して行ふことになっておりますが、一段目のことにつきましては学協会

の全くの自主性ということでございます。

その辺にいろいろな考え方もあるわけでございます。公選制と違ふか。公選制というものが、学者の、研究者の一票一票ということがそういう国の国営選挙という形で行われるような公選制である、そういうふうにいいたしますと、これはここからは私の私見としてお受けいただきたいと思ふんですが、そこに絶対的な意味があるとは私は考えません。これは学術会議でそういう意味での討論はなかつたと思ひます。そういう意味では、しかしながら研究者が自分たちの代表を何らかの形で選び出してくるということは、やはり学者の代表たる学術会議を構成するということについてきわめて重要なことと考へます。

○田沢智治君 私もそういう意味においては理解いたします。

第二に、政府の原案は学術会議の要望、意見を大方入れた案であると先ほどのお話でございますが、そのように認識してよろしうございしますか。

○参考人(久保亮五君) 大方と申します意味は、これは折衝に当たりまして、学術会議会長といたしましてこの要綱の基本的な精神をこの中にいかかに表現するかということに最大の努力を傾けたわけでございします。それで、すべてについて私の会長としての折衝が、会長として満足するものになつたとは断言いたしません。そうならない点がございます。ただ、基本的な性格として必要なことというのは基本的にお認めいただいていると思ひます。

ただし、これもお断り申し上げておきたいと思ふんですが、この折衝というものは、皆機微存じのように、特に学術会議のように会員全体の意思を常に問ひながらということができないという組織体において、折衝のぎりぎりというものは一々なかなかむずかしいものでございしますから、これは基本的には二月十六日の総会において、政府が改正案の提出を、作成を急ぐというような場合に

も十分折衝してほしいということでありまして、それについては、その陰におきまして私は会長としての努力をいたしました。

○田沢智治君 三番目には、政府の原案の弾力的な運用、要するに、学術会議側の考へているものもできる限り生かすというふうな運用面での配慮が保証されれば、合意が取り付けられると思ひますか。

○参考人(久保亮五君) これは、いま法案が提出されている段階で、いわば国民の代表である国会に御判断をお願いするわけでございしますが、学術会議として、先ほど申し上げましたように、現在ではこの法案そのものに賛成、反対ということが決まつていない状況でございます。

それで、いまおっしゃいました合意という意味でございますけれども、この法案は、会長といたしましては実行可能な案をつくることに最大限努力したわけで、その辺が会員がもし納得されれば十分実行できると思つております。

○田沢智治君 岡倉参考人に二、三点お聞きしたいんですが、結局、学術会議の実態を見ると、出たい人より出したい人を出さなければ実質的な意味はないのじゃないか。いまの公選制の中だけでは、すぐれた研究または研究実績のある学者や科学者が学術会議の会員にならなくても、全国区だとか地方区の選挙運動を一年間ぐらいいわたりやらないと当選できない。こういうふうな弊害が一方においてあると、まじめに一生懸命やっている学者は、そんなことよりも自分の研究をより発展させて、国家、国民のために尽くしたいということ、学術会議に背を向けていく、遠のいていくというふうな嫌いがあつて私は聞いております。しかも、先ほどの参考人の意見がありましたように、若い学者あるいは研究者がだんだん背を向けていっているというふうな欠点を私は直接に感じております。

その中で一番言われていることは、結局、科学者、学者というのは、研究活動においては最大限の自由を主張しながらも、反面自分の専門分野

の領域になると、おまえはおれの教え子なんだというふうな保守的拘束力が強く、公選制という制度はあるけれども、実態は、教を子を伝うて、おれは立候補するんだからひとつ僕に支援してくれとか、あるいは系列的に、企業別に、学会別に、学校別にというふうな形で、個人と個人の科学者との連携あるいは利害関係、そういう関係で、公選という美名のもとに実質的には自分本位の選挙をやっておるというふうな嫌いが随所にあると私は思っております。

ですから、公選制公選制と言っても、科学者自身がそういうふうな次元での保守的分野をもうぶっ壊しちゃって、若い世代が一生懸命研究すれば、先輩格の科学者を抜いていけるような社会的地位が授けられるんだというふうな、みずからのそういうふうな変革、精神的改革あるいは若い世代を思いやるというふうなそういう雰囲気をつくらないと、形の上の公選制であっても、実質的には縦型の選挙の実態を披瀝しているようでは私は意味がないと思うのでございますが、そういう点についてどうお考えになられますか。

○参考人(岡倉古志郎君) いまおっしゃいましたようなことは、改革要綱の選出制度の改革につきまして当然考えたわけでございます。

おっしゃいましたように、これ現在どうかということは私も知りませんが、過去におきまして「白い巨塔」という有名な小説が多々あったというところは残念ながら事実だろうと思います。その意味で、公選制というものに欠陥があるということは当然認識しなければなりません、これはあらゆる選挙にはそういうものが随伴しやすい一般的な傾向はございますが、これはむしろ選出制度そのものが悪いというよりは、選出制度の運用、つまり選挙運動のあり方とか、こういうものの規制の仕方がまずいというふうなことがかなり影響しているのではないかと、うに私は考えます。

それからもう一つ、出たい人が出なくて云々と

いうお話がありまして、これはまさにそうでございます。先ほど失礼ながら向坊先生を引き合いに出したんですが、要するに出てもいい人であるのに出られないというのでは、本当にこれは国の科学者の代表機関としてはまずいわけでございますから、そこで推薦制と併用すれば十分それは救い出せるだろう。たとえばノーベル賞を最近もらわれた福井先生のような方ですね、これはぜひ会員になっていただく必要があるし、しかし選挙でございまして、万一落選した場合はということをごさいます、特に学者はプレステイジがございまして、特にお考えになるわけで、そういう場合にはやはり選出、公選以外の場が出ていただくということをごさいます、とを考へざるを得ないだろうということでございます。

○田沢智治君 そこで、自主改革案の中では、会員の三分の一を推薦制にしたらいだらうというふうな案が出てきていますが、この三分の一の推薦制というこの数字についての根拠と合理性について、どのようにお考えになられておられますか。

○参考人(岡倉古志郎君) その点はもちろん検討いたしました。先ほど御紹介いたしました永井委員会でですね、学術会議の方の諮問機関の答申では、公選制を維持すべきだが、推薦制を併用せよ。その場合に半々にして、要するに半分は公選、半分は推薦ということでございます。これは参考までに申し上げれば、元東大総長の加藤一郎先生の強い御意見でございます。

そこで、永井委員会の答申を尊重するというところで、改革要綱の中の推薦制のパーセンテージでございますが、これを検討いたしました。この改革要綱の考え方は、やはり科学者が直接会員を選ぶというところにいわば学術会議の独自の組織上の原則があるので、その意味からすると、半々ということになるとその原則が崩れる、せいぜい三〇％ぐらいではないかということ、最初は改革要綱の原案のときには、三十人か四十人推薦でいいんじゃないか、これは予定をいろいろ考えま

してやっていったのですが、しかし永井委員会は半分とおっしゃるのでその間をとる。ですから、これは余り厳密な科学的根拠があったとは申せません。ただ、三分の一を超えると公選制の原則が崩れるのではないかと、そこに限界を引いたというのが実情でございます。

○田沢智治君 そうしますと、必ずしも推薦制を否定するものではないというふうにも理解できま

れば、その分野をカバーすることはもちろん不可能ではございませんが、かなり技術的困難は伴うだろう。とりわけ、私は日本平和学会の理事をしておりますけれども、平和学とか平和研究、これは国際的にも学会がございすけれども、これは人文から社会から自然、全部にわたって、学術会議で言いますと一部から七部全部にわたっているわけでございます。そういう学会でだれを選ぶか。会員に推薦するか。

○参考人(岡倉古志郎君) はい。ただ、三分の二と三分の一ですから二対一という比率がございす。それで、公選制を基本とする、そのつまり欠陥を是正する手段として、科学の多様化とか学際化というものも十分配慮しながら、また、出てもいい人を確保するというふうなことからいわば推薦制を併用する。しかも、その推薦制はいわゆるコオプシオン方式を加味する。つまり、当選した会員がそれ以外の外部の学識経験者等とも御相談して、だれが出てもらいたい人かということを決めるのでございすから、この三分の二の枠で選出された人がしかるべき方を推薦で加えるというので、そちらに主体がございすから、コオプシオンというのは大体みんなそういうものですが、そういう意味では公選制の原則は土台にあるという考え方でございまして、その意味では併用でございす。

○田沢智治君 もう一点、学際的分野の科学者が研究連絡会の構成員として全員参加した場合、推薦制を認めてもいいのではないだろうかと思はるんですが、いかがですか。

○参考人(岡倉古志郎君) いまの御質問、理解が食い違っております。後でまた御指摘願いたいと思ひますが、学際的分野あるいは複合的な分野というものは、御承知のとおり、たとえば環境科学とか遺伝子工学もそうだと思いますが、宇宙、海洋、いわゆる巨大科学はみんなそうですが、この分野に対応する研究連絡委員会ももちろん現実にもございす。しかし、まだまだ足りないというのが実情でございますが、これがうまく組織され

以上でございます。

○田沢智治君 向坊先生にお伺いしますが、先生がまとめられたチームの中に入られて、A案は、一部公選一部推薦は中途半端になる。B案は、機能を分離した場合その機能が落ちる。C案は、民間委員会は財政的に安定した研究活動が保証されないの不安が伴うというふうな話をされて、私も一部そういう面においては理解を示すことができると思ひますが、そこでいまお話にあったように、潜在的会員を掘り起こして活力ある学術会議に刷新するために、今日この時期において何が必要で、どうしたらそういう学術会議によりが

えるか。そのために今日どうしたらいいのか。先生自身が考えられていることを客観的に一つか二つお述べいただければと思うんですが。

○参考人(岡坊隆吉) ただいまの御質問、大変重要な御質問でございますけれども、大変むずかしいので、私にはちょっと残念ながらお答えする資格がないと思いますが、一つは学術会議が何らかの形で活力を取り戻して大いに活動していただきたというところもございまして、学会活動も分野によつては非常に盛んになっております。自分の学会のことを申し上げて恐縮でございますが、日本化学会という学会は、会員が約三万数千名お集まりまして、春秋の年會のときには六千名ぐらゐ集まって三千件ぐらゐの研究報告を発表し、百ぐらゐの分科会で若い人たちが議論する。非常にそういう盛んな学会でございます。アメリカと五、六年に一回合同でやりましても、そのときには両国合わせて五千人ぐらゐがハワイに集まって討論する。

そういう非常なアクティブな学会も幾つかございまして、そういう学会を育てていくということが私としては一番学問の発展に近道だと思つてゐるんです。大学の活気なんかもその学会を通して非常に生きますので、それは非常に大事だと思つておりますが、国の政策、科学技術政策とかそういうことも個々の学会は全く論じませんので、そういう意味で学術会議独特の役割りと申しますか、任務があるんじゃないか。それを十分果たしていただけるようなものにこの機会に改革されたいと思つております。それ以上はちょっと申し上げかねます。

○田沢智治君 最後に、私は久保会長にお願いしたいことは、学者というものはわりあいと保守的なんです。言うことは自由を求めるけれども、本当に保守的な者でございますので、保守的な人たちが集まった集団というものは理屈が多くて実行性が乏しいと思うんです。

ですから、私は率直に申して、今度の政府の原案というものは必ずしも最良のものであるとは思

つておりません。しかしこの原案を通して、そしてまた別の次元において、科学者は科学者としてこの案についてはこういう欠陥がある、あつてほしい、こうしてほしいという具体的事実を披瀝しながら、そして直すべきものは直してもつとよいこととしていくというきつかけをつくらないうと、また五年、十年そのまますうと行つちやうと、わけのわからないうちにぐじゃぐじゃになつちやうと思ふんです。私はそういう意味で、一応けじめをつけるものはけじめをつけて、久保会長がこうしてほしい、あつてほしいということがあるならば勇敢に物を申していただきたいということを要望して終わりたいと思ひます。

○委員長(堀内俊夫君) 久保参考人、何かありますか。

○参考人(久保亮五君) ここですぐさま申し上げるということはなかなかむずかしいございまして、この法案が成立いたしましたとして、こういう線では学術会議の改革が進むといたしまして、やはり御指摘のとおりいろいろ問題が出てこようかと思ひます。場合によりましてはまた法律の改正ということも求めなきゃならないというようなことも起こり得るかと思ひます。

○高木健太郎君 私、前に学術会議に、九期、十期ぐらゐだったと思ひますが、お世話になつておりますので、私からいろいろ聞くのは何か聞きにくいところもございまして、学術会議が、初めに久保会長がおっしゃいましたように、現在であるからこきわめて重要な任務を果たし得るのではないか、こういう意味で、この学術会議を存続させて、そのかわりに学術会議本来の任務をしっかりとやっていただきたい、こういう意味で私、申し上げたいと思ひます。

私が学術会議会員としておりましたいろいろ気のついたことがございまして、一体何をやってゐるのかという非常に無力感に正直言つてとらわれるわけでございます。また、「諮問すること政府は素知らぬ顔である。また、「諮問することができる」と書いてありますが、全く何もしな

い。最近三期か五期ぐらゐは一年間に三件とか二件の諮問である。それも申しわけ程度に、まあやつておかなきゃ悪いというおつき合い程度に諮問をするしかない、こういうことであります。

また、先ほど久保会長からお話ございましたが、岡倉委員からもお話ございましたように、研連という委員会は非常に重要な委員会でございますけれども、表面に出ている研連、あるいは費用として概算されている研連よりも多くの委員がその中に含まれておまして、委員はその合に出ようとしたとしても手弁当でなければ出られない。暇もつぶし金もつぶす、そういうことには出たくない。しかし、どうしてもやらなければならぬというところで、第七部の方では研連の下に分科会というもので、第七部の方では金をふやしました。そして委員は、遠方からでは金がかかるからというので東京近在の人だけを委員にする。非常に苦肉の策を講じておまして、そういうことまでやって、そして結果が余り有用でないというふうな嘆息をする人もあつたわけでございます。この際私は、改革をされまして、そういうふうな嘆息が会の中からは起らないように、また若い学者も含めて、なるほどこの会議があつてよかった、そのような会議にぜひしていただきたいと思ふわけです。

そこで、最初にまずお聞きしたいと思ひますが、先ほどから、出したい人よりも出たい人の方が公選制では出てくるのではないかと気がするわけですか。というのは、現在でもある部では恐らく推薦で出てきているのではないかと申すわけです。現実的には大学あるいは学会から推薦されて、その人に対して皆さんに了解を求めてその名前を書くというものでありまして、一人一人がその学者をよく存じ上げてゐるというわけではない、非常に学問の庭も広いわけですから、どこにだれかも知らない。そうすると推薦された人に入れているというふうなことが多いのではないかと申すわけですか。七部なんかでは大学推薦で大体や

つてゐるという状況でございます。

それから優秀な学者であれば、自分が出たい、優秀であつても出たいという方は、實際学者としては組織を持たないわけですから、千も二千も票を集めるということはその人には私には不可能だと思ふわけです。そういう意味では、いまの公選制ではかえつてりつぱな人が出てこないというように思ひますし、結局は出たい人ばかり出てくるというふうなことになるのではないかと、そういう危険性があるというところでございまして。

だから、言葉の上では出したい人を民主的に選挙する、非常にりつぱですけれども、こう広い学会になつてまいりますと、實際はそれは不可能に近い、そういうふうな思ひますので、学術会議で考えになりました三分の二は公選、三分の一推薦という案も結構でございますけれども、いづれその三分の二もやはりそういう形でまた出てくるのではないかと。そして推薦とはいひますけれども、何と言ひますか研連のところでは選挙が何かわりませんが、ある方法でそこから選出されるわけですから、また学会の中でもそれを選出しているわけですから、何かそれはやはり選挙をやつてゐるんじゃないかという気がするわけです。そういうことにつきましては久保会長、どのようにお考えでございますか。

○参考人(久保亮五君) いまの御質問は、この制度になつた場合のことでございます。

○高木健太郎君 この改革案についてでございます。これで十分ではないか、推薦制でもいけるのではないかと。

○参考人(久保亮五君) 確かに御指摘のようなこともあると思ひます。この法案では、学協会が会員候補なりあるいは研連の委員候補あるいは選出人をどういふふうに進ぶかというところは全く規定してありません。それはそれぞれの学会において、科学者の自主性においてというその精神と、それからそもそも学術会議というのはいかなるものであるか、どういふ人を学術会議の会員にすべきだという御理解があれば、いかなる方法をなさ

るかはこれはその学会の自主性においておやりになることだというのがこの法案の基本にあるんだと理解しております。

○高木健太郎君 向坊先生にお尋ねしたいと思いますが、この学会會議というのには政府から独立した非常に特異な、日本特有な機関である。それだけに非常にこれはおもしろいことと言っちゃ悪いですが、独自のことが、外国と違ったことができる。科学者としてまた遠慮なく物が言える、それは政府にせよ取り上げてもらいたいというようなことで私、意味があると思うんですが、ところが、一方では政府から年間七億以上の金をもらっている。先ほどもお話がございましたが、永井委員長におきまして民間におろすかというお話がございました。私、本当に独立するならば、やはり民間におろすべきじゃないか、あるいは財団でもつくるべきじゃないか、あるいはこれこそ特殊法人というふうなもので経営すべきじゃないか。片方でもらって片方で独立だと言ってもそれは虫がよ過ぎるじゃないか。非常にひどい言葉でございますけれども、そういうふうに思うわけですか。

だから、その点を論議されたということでございますが、財政が不安定だということ、これにもいろいろ問題があるということはおわかりましたが、もう少し突っ込んでどのようなお話がございましたか。お聞きしたいと思うのですが、また学会會議の方でも民間に移管するということについては何か御議論があったかと思いますが、その点については岡倉先生にもお聞きしたいと思っております。

○参考人(向坊隆吉) 総理府の懇談会で民間に移すことは是非について突っ込んだ議論が行われたかどうか、そのとき私おりましたのでよく存じません。したがって、私は個人の意見としてしか申し上げられませんが、やっぱり一つは、おっしゃいましたような財政の安定性の面から国立であることが望ましい。もう一つは、やっぱり対外的に、外国に対して実質的に国際的な学

会のまた学会みたいな国際的な問題が幾つもございまして、それに対して日本を代表して学会會議が出ていくわけでございますが、そのメンバーになつていくわけでございますが、その場合には、やはり国を代表しているという意味で国立機関であることが外国に対して都合がいいだろうと思っております。

そういうふうな意味で、私は国立であることが——国立でなくなつてしまつたらいいほどの活動もできなくなるんじゃないかということを中心している次第でございます。

○参考人(岡倉古志郎君) お答え申し上げます。いまの点はもちろん検討いたしました。先ほどお手元にお配りしました改革要綱の三ページ以降五ページぐらいまでのところにその点も書いてございまして、けれども、やはり学会會議は国の機関であり、かつ政府から独立して職務を行うという国の機関であるということが重要である。なぜならば、国の機関であれば、その機関が慎重に審議した結果、勧告を政府に対して発するというようなことが持つ重みというものは、民間の団体が提言する、もちろんこれは経団連とか武見先生の日本医師会とはまた別ですけれども、普通ですと、やはり国の機関として政府に対して勧告することができ、勧告権があるものと民間とは重みが違ふということが一つございまして。

それからもう一つは、これは学会會議だけのことでなくて、日本の国全体の、国家機構全体のことを考へてのことでございますけれども、科学技術行政というのはもちろん行政の重要な面です。ますます重要になってきているんですが、これは当然政府が責任を持つて行つたものであることは確かですけれども、政党政治のもとですと、これは政党や国会に対するコメントみたいになりますけれども、私、政治学者なのであえて申し上げますけれども、どうしても内閣がかわつたり、まして政権政党がかわつたりすると、それによって断絶するとか変更を来すということとは重々起り得るわけですね。

科学の分野ではそういうことでは困るので、長期的なあるいは広い視野での国の科学政策はいかにあるべきかというのを科学者の論理に基づいて、政治や行政から一応離れて検討して意見を出す、ときには政府に痛いことも言うけれども、反対のために反対するわけではございませんから。そういう組織が国家行政組織の中にあるというのは、これは日本のほか余りないんです。そういう内部に、国家行政組織の中にそういう機関を持つていくというところは、日本の国家機構全体が、少なくとも重要な科学技術行政の面で健全性を発揮し得る大変なメリットだと、世界に誇るべき制度だとわれわれは考えております。

しかし、そのためには政府の側も、学会會議をそういうものとして活用する必要があると、学会會議の方もそういう重責にこたえるだけの仕事を十分果たさなければならぬ。両方に責任があると思ひますけれども、それがうまくいけば、民間ではなくて国家行政組織の中にあるということとははるかに重大だし、われわれは少なくとも学会會議はそういう任務を果たすべく努力したいというところで、民間に移すということはこれはきわめて少数の意見でございました。

以上でございます。

○高木健太郎君 少し細かいことをお聞きしますけれども、学協と研連で今度やるわけですから、研連というのは元来専門分野の方からできた委員会でございますし、学協の方は学会として別な形でできておるわけですから、今度学協から推薦した者を研連でやるということになりますと、研連の方をそれに合うように変えていかなければならぬ作業が一つ残つておるのではないかと思います。それらはもちろん今度今後はの宿題としておやりになると思いますが、なかなか大変だと思ひます。それのお見通しについてはどんなふうにお考えですか、久保会長ひとつお願いします。

○参考人(久保五五君) いま御指摘のことは大変重要な御意見でございます。もちろんそのことは

非常に重要でございます。

まず研連でございますが、現在あります研連はいろいろなものがございまして、将来も、研連といつても一色ではございませんで、その性格はいろんなものがあるわけでございます。それで、会員の選出のことに關しましては、研連の委員候補者が選出人としてその候補者を選ぶということに当たるわけでございますが、これはすべての研連がそうかどうかには——私の持っているイメージはそうではない、研連にもいろいろな性格のものがございまして、ある研連はそういうことに当たりますが、そうでない研連というものも、特に、かなりその時点において重要な問題を取り上げるために構成される研連というふうなもの、そういう任務は負わなければならないことでございます。

別の面から申しまして、いろんな性格があるというところ、各分野を十分カバーしなければならぬ、全分野にわたつてそういうものをカバーする必要があるわけでございますが、それにつきましてももちろん研連の拡充ということもその面から必要でございます。しかし、研連の拡充強化ということは実は長年の宿題でございまして、こういうことと別に各方面から学会會議の内部でも研連を充実してくれ、充実したいという御要求が非常に強かつたわけでございます。それで、そういうことをあわせて、もちろん研連につきましても、その拡充強化ということが必要でございますので、そういうことにつきましてもぜひ応援をお願いしたいと思ひます。

○高木健太郎君 向坊先生、ちょっとお答えにいくことをお伺ひしますが、私の聞いているところでは、いままで学会會議に東大の方は会員におなりになっていないと、そういうことを聞いていますが、これは七部ではそうだと思いますが、他の部についてもそうでございまして、それについて、今度改革をされたら入っていただけるかというふうなことでございまして、これは会員としておりまして、東大が全然入らないんだというふう

な話を聞いておりましたので、結論は結構でございますから、どういふ理由で入らないんだという先生のお考えをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(岡崎隆吉) 東京大学は大きな大学なものでございますから部局によつて意見が相当違ひまして、工学部、理学部あたりは別にそういうことなしに会員になられた方々は何人もおられますね。部局によつては学術会議をボイコットしているように見える部局があることは事実でございます。さつぱり出ないところがある……

○高木健太郎君 それ以上は私は聞きませんが、今度の改革案で問題になるのは、確かに学術会議の自主性を害はしないかというその御心配、たとへば政令事項が非常に多い。自分自身で規則で決めたいと思つてもそれが決められない。これが総理府なり政府なりとの話し合ひで政令でやるんじやなくて一方的にやられると困るという、そういう何か懸念があらになるのじやないかということが一つですね。

もう一つは、たとへ改革案を示されても、あるいは研連のことを非常に重視されるような法律でありまして、結局は金を全然くれないというところではやっぱり以上の仕事は私にはできない。そうすれば、学術会議を余り当てにしない、それに対して重きを置かないということになりますので、私はそういうことを心配するわけですが、会長にひとつ忌憚のない希望を、要望をこの際こゝで申していただければ、私はそれを拝聴しておきたいと思ひます。

○参考人(久保亮五君) 最初の御指摘の点でございます、この法律案の中に「政令で定めるところにより」というようなところが何か所かございます。その中で、会長といたしまして折衝の段階で、これは政令でなくて規則にしたいだきたいというふうなことを強く申し上げていましたが、結局それはこの法案ではそうはなっていないところがある所がございます。しかし、これにつきましては、もちろん将来その政令の制定に当たつて

総理府が責任を持たれるわけでございますが、十分学術会議側の意見によつてそういう政令を定めるところにしたいと思ひます。ただ、はつきり申し上げておきますけれども、この点につきましては、この政令のことにつきましては特に専門の法学の關係の方々からかなり強い御指摘がございました。

それから、後のことでございますが、やや一般的な問題であります、この法案が田邊前総理府事務官の試案を中心としてその線に沿つてつくられてゐる、それで学術会議推薦ということになっているわけですね。その点において岡倉先生も御指摘のとおり、学術会議が最善のものとして提示したところの要綱とは違つてゐるというところがございます。それで、先ほども申し上げましたが、そういうのをやむを得ないとする状況の中で、これが日本の科学者を代表する学術会議として許容する範囲にあるものかどうかという判断が学術会議として最終的にはできていないというのが現状でございます。

これは先ほども申し上げたのですが、会長個人といたしましては折衝の責任を持つて当たつたわけでございますので、これはそのクライテリアにかなうだけのものにするという私の信条と申します、それで折衝に当たつたわけで、その会長自身の判断としては、これはそういう範囲にあるというふうに考へてゐるわけですが、もちろんこれは学術会議としての全体の見解というわけではございません。それで、それが本當に学術会議の再生として基礎になるかどうかというところは、実は単にこの法案だけの問題ではなくて、こゝで定められていないところの政令とか規則とか、そういうものがいかに具体化されていくかということにもございますし、それから、そういうものを実施し、また学術会議が本来やるべき仕事をやるということにつきまして、各界において十分御理解をいただけて御支援いただけるかどうかというところ、この改革の成否がかかつてゐると思ひます。その辺についてぜひ応援といひますか、御声

援、御後援をお願いしたいと思ひます。

○高木健太郎君 終わります。

○佐藤昭夫君 まず、久保参考人にお尋ねいたします。

先ほど来のお話で、四月の学術会議総会で今回の政府提案について賛成意見もあつたけれども、少なくともこの法案の根幹部分といひますか、会員の選出方法改正について学術会議の組織として同意することにはならなかつたということが明確になつてゐるわけでありまして、そこで、先ほどのお話でも、五月の十八日から五月定例総会を予定してゐる、そこで当然この問題が議論をされるであろうというところでありますけれども、その学術会議として圧倒的多数が同意できるようなこの法改正、これが会を運営する会長としてそういう法改正であつてほしいというふうに願われるのじやないかと思ひますけれども、この点はどうでしょうか。

○参考人(久保亮五君) 学術会議の会員の大多数が御賛成になつて、支持なさるようなものであつてほしいと思つております。

○佐藤昭夫君 そうしますと、この五月十八日からの総会というところでありますけれども、国会として結論を出すのはその五月総会かどうかという議論になつたかという、こゝを踏まえて国会として結論を出す、なかなか会長として言いにくいのかもありませんけれども、心の中の気持ちとしてはそういうふうに願われませんか。

○参考人(久保亮五君) これは法案の提出は総理府がなさるわけでございますが、総理府として諸般の状況を御覧の上御提出になつたものだと思ひます。おっしゃることはそうでございますが、国民の代表たる国会の御審議に対してとやかく申すべき筋合ひではないので、そのことにつきましては国会の御審議に御信頼を申し上げます。

○佐藤昭夫君 なかなか言いにくいと思ひますね。

岡倉先生、自主改革の検討委員会委員長でもあられましたし、いまも学術会議の会員であります。

いまお尋ねしてゐる問題ですね、せつかく五月総会、十八日から三日間、そういう総会での議論の場があるということでありまして、その議論を経て、最終的に国会としてどういう結論を出すというふうにしてほしいというふうに国会には御要望にならないでしょうか。

○参考人(岡倉古志郎君) 私は前の副会長、改革委員会委員長でございましたが、いまはそれを離れて平の会員でございますが、前身は改革の委員長をやつた、要綱をまとめた、そういうことがございまして、そういう会員二百十人のうちの平の会員の一人としては、先ほども一番初め申し上げました最後のところでも、国会で慎重に審議していただきたい、これは朝日の四月十八日の社説も強行するなというふうなあれなんです、これは、私個人としては全く正論だと思ひます。

これは私見でございますが、現行法でも、今度改正されるときにもその部分が残されておりますが、学術会議は政府から独立して職務を行う機関であるということが明記されておりますが、この独立して職務を行うというその機関の組織形態が基本的に全く変わるわけですね。ということは、元來は、これはいまからそんなこと言つてもしょうがないのですが、元來はたとへ時間がかかつて、政府、具体的には総理府ですが、総理府と学術会議の間で十分意見をつき合せて、あるいはさつき向坊先生もちよつとおっしゃいましたが、

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕

政府からあるいは各党からあるいは学識経験者から、それに学術会議の会員を何人か加えた大型の諮問組織をつくつて、そこで仮に半年でも一年でもかけても、双方が合意できる改革案を打ち出して、そうすれば学術会議の合意は必ず取りつけられる。そういう学術会議の合意を取りつけて法案が提出されれば、恐らく国会でも各党が御賛同になるだらうというふうな考へるのですけれども、そういう過程を経ないで、少なくとも学術会議の合意が取りつけられないでこの改正法案が出されたということは、私個人としては大変遺憾に思ひ

ますし、私は第二部の法律学、政治学分野に所属しておりますけれども、公法学者やあるいは行政学者やそういう会員の中には、これは独立して職務を遂行するに法にも規定されているその機関の根本性格の要請にかなうわけであるから、これを合意なしにいりかき切り発断をするというのには、これは少し根本的にさかのぼれば、学術会議の独立性の侵害である、これはほかの行政官庁とはちよつと違う性格のものでありますから、そういう意見が専門法律学者の間からは強く出されておりますので、それは代弁的に申し上げておきます。

そういう点ではそういう事態を踏まえて、少なくとも今度の五月の学術会議の総会で果たしてこの改正法案が学術会議の改革要綱の射程距離の中にあるかないか。

【理事田沢智治君退席、委員長着席】

そういう論議を十分踏まえて慎重に国会ではお決め願いたいということをお願いしたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 もう一つ岡倉参考人にお尋ねをいたしますが、冒頭の御陳述の最後にも、時間の関係でごく短かく触れておられましたけれども、日本学術会議は戦前のわが国の学術研究体制の深い反省の上に発足をした、そういう非常にユニークな組織なんだというお話がありましたけれども、その経緯と、これがもしも今回の政府提案によつて、この法律案によつてそれが押し切られる、こういうようなことになった場合に、今後のわが国の科学学術の将来についてどういふ点が懸念をされるか、そんな点を少しお話をいただきました。

○参考人(岡倉古志郎君) ただいま佐藤さんから御指摘の点ですが、先日の総会の中である会員から、戦前の学術研究会議あるいは学術振興会等々戦前の日本の学術体制がどういふふうになっていったか、そしてその結果、戦後になりました、敗戦後になりました強い反省の上に立つて学術会議ができた、これは当時の科学者の、全国各分野の科学者の合意として生まれてきたわけですね。

そこで、学術会議の発足に当たつたの日本学術会議の科学者としての決意表明という学術会議にとつては憲法的な文章がございますが、それもそのことが強く打ち出されておりました、新しい日本の今後は、科学が文化国家あるいは平和国家の基礎である、そういう確信の上に立つて云々ということがあり、当時の松平参議院議長、御祝辞とか、あるいは総理の御祝辞の中にもその点を全く同感であるということがあったのは、その当時の時代的なあれを語っていると思うんですが、そういう学術会議創立の原精神というのはいまだにわれわれは金科玉条と思つております。もちろん学術会議をめぐる科学界の状況とか社会状況は変わつておりますけれども、その原点はやはり貫くべきであるというのが改革要綱に根本的にもござい

ますので、その点から申しますと、われわれ十二期の現会員というのは大変な重大な局面に直面している。言つてみれば、今後の成り行きいかんによつては学術会議の歴史は終わるというふうに感じてはいる会員も大変多いわけですね。私自身も非常に深刻に受けとめております。

その意味では、学術会議の創立の精神と、それをつくられた先輩の科学者たち、あるいはその後三、四十年間の会員のきわめて犠牲的な御努力、こういうものがあるいは水泡に帰するかもしれないというふうな重大な事態であると思ひます。そしてその結果は、まかり間違えば日本の科学の将来、その支えである日本の学術体制の将来、また科学研究の成果は当然国民に還元されるものですけれども、ひいては国民の生活に影響を与えるといふきわめて重大な問題をはらむのではないかと憂慮してはいるわけでありまして。

○佐藤昭夫君 向坊参考人にお尋ねをいたしますが、先ほど来触れておられますように、この重要な法案が有権者である科学者の方々にもよく知られないまま国会の会期末近くに提案をされて、政府の態度としてはこれを今国会で押し通す、こういう懸念をされる動きになってきておられるわけでありまして、先ほど同僚委員も引用されてお

ました吉識懇談会、日本学術会議に関する懇談会ですね、あなたも参加されました懇談会、ここでのまとめといいますか、結びの部分でいろいろ意見が別れて、いずれの案も細部の具体的な検討を要する問題が多々ある、それには相当の時日を要するであろうということになっておられるわけですね。そのことと関連をして、なお一年間ぐらいつい何らかの形で慎重な検討を継続し、その上でこの結論を出すべきだということ、あなたもきよくおっしゃつておられるわけですが、いまこの局面についても、なおでき得るならそういうふうにした方がいいというふうにお考えでしょうか。

○参考人(向坊隆君) 私は、ただいまの御質問に適切にお答えする資格が実はございませんで、余りよく議論がわからないんです、どこが対立しているかが本当のところがよくわからないので

私が了解しているところでは、先ほど申し上げましたように、公選という言葉もこの場合にどういう意味がよくわからないんですけれども、そのところのひつかかっているように見えるわけですね。私は、学者の独立性を守るためにどこかの段階で選挙制度が入るといふのが非常に好ましいと思ひますけれども、それと推薦制度とが全く矛盾するものとは思つておられないわけですね。いまの大学のやり方なんか考えてみてもそれは両立し得る制度である、そういうことで余り長いこと対立して結論を出さぬという理由が私にはちよつとよくわからないんです。ですからそういう意味で、それだけが対立しているのなら一年もやる必要はないぐらひに思つておられるわけですね。ただ、無責任なことを申し上げるわけにはいきませんから、本当の個人的な感想としてお聞きいただきたいと思ひます。

それから、政府の提出なさるうとしておられる案では、その点だけはこれは僕は対立として残るんじゃないかと思つておられるんですけれども、その点を除きますと、やっぱり一年ぐらひかけて詰めてい

こうという姿勢が見えますので、それで久保会長のもとに何とか学術会議が改革案をまとめたいただけるんじゃないかと期待しているのをごい

○佐藤昭夫君 重ねてお尋ねをいたしますけれども、確かに具体的な改革プラン、A案、B案、C案、D案、四つほど出ておられます。この点については両論併記というより四論併記ぐらひの形になっておられる。しかし、いま粕谷委員も引用されました、私も引用しているこの部分は、この懇談会としての見解一致部分じゃないかということ

で私引用しているわけですね。というの、こういう意見もあつたというふうには書いてないんです。「何れの案についても細部にわたり検討を要する問題が多く、これらの問題について結論を得るには今後なお相当の時日を要するものと思はれる。」なお、日本学術会議の改革については例えば新たな懇談会等々を設けて引続き検討を行つていくこと、さらには当面、来年十一月に予定されている第十三期日本学術会議会員の選挙について、これを一年間延期する措置をとることなどが考えられる」といふ、こういう意見もありましたとはなつてないわけですね。

ですから、これはあなたも含めて懇談会としての大体一致した結論ということになっておられるんじゃないかというところで聞いておられるわけですね。そういう点で、いまこの局面でも、一年ぐらひという表現を使うか、相当の期間という表現を使うか、それはどちらでもいいと思ひますけれども、相当の期間なお慎重に検討をするといふふうにするべきだといふお考えではないかと、こう聞いておられるんですけれども、どうでしょう。

○参考人(向坊隆君) 私に問い詰められましたともどもお答えできないので、率直に申しますと、さき言つたように、公選のところだけが対立しているのならもう議論をやめなさい、その趣旨を生かした方法で改革の道があるんじゃないかというのが私の個人的意見です。ですから、そういう

意味であとだけ待てとか、そういうこともい
ま申し上げる気はございません。

○小西博行君 たくさん委員の方からいろいろ
論議を煮詰められておりますけれども、大変私
もきょうの先生方の御意見、勉強させていただき
ました。

そこで、この自主性という話が、これは私も昔
大学にいましたから、自主性とわがままとがど
うして学者の中に共存しているような気がしてな
らないわけです。と申しますのは、予算的にはど
うしてもいただかなければ学術会議の運営とい
うのはむずかしい、これはもうわかっていると思
うんですね。同時に自主性というものは、従来
の学術会議でもそれぞれやりやすさばらしい先生
方が集まって、そして十分論議されながら今日ま
でやってきたと思うんですね。しかし、最近にな
つてみて学術会議はどうもおかしいじゃないかと
いうのはもう国民の世論だと思ふんです。そうい
う中で、本当にじゃ何が一体あったのかな。

いま公選制という話がたたくさん出ております。
これは、私はさっきからお話を聞ながら全くわ
れわれの選挙と同じだというのを実は感じなが
ら、つまりやっぱりな方が出てこられるバックボ
ンがよければ、当然私はやっぱりな方が委員として
出てくるのじゃないかと思つておられるんです。で
すから、どうやら学術会議がうまくいかなかった
というの、その中の仕組みとかいろいろなやり方
もあるでしょうけれども、出てこられる方、一人一
人の学者の方々が本当にいい状態といえますか、
一級品の方ばかりが出ていたで、そして日本
の研究の将来ということでやっておられたのか、
その辺が非常に疑問になっているんです。そ
の辺に対してはどうなんでしょうか。

いまいろいろ出てきている問題の中に、どうも
本場の学者同士での煮詰め方というんですかね、
そういうことを今日までやってこられたのかどう
なのか。これ新聞で私はいろいろ読ましていた
きながら、かなり中には問題がある、悪く言えば
総会屋的な人もいらっしゃる、そういうふうな私

も、言葉は悪いんですけども思ひますんです
が、その辺の感じ非常に表現しにくいと思ひます
けれども、何かそこをお聞きしたいなど、さつき
からそういう気持ちになっておりますので、どう
ぞ。

○参考人(久保亮五君) 確かに非常にお答えしに
くい御質問でございます。

私は、日本学術会議のこれまでの姿が理想的で
あったとは決して思えない。ただ言えますこと
は、少なくとも初期の学術会議にはそれだけの
そこにもいろいろ問題がございましたが、意気込
みがあつたというふうな思ふんですね。それに對
してこのごろの学術会議が意気込みがないと言
つたらこれは大変同僚に対して申しわけない次第
ですが、これは個人個人の意気込みの問題以上に、
そういうことでなしに、社会全体の中の学術會議
として置かれていく条件が変つてきた。その条
件というのはいろいろございまして、非常に基本
的な条件から、あるいは現在、対政府とか対社会
とかいふところにおいてやっぱそれだけの説得
性を持つことができないでいるというやうなこ
と、それは学術會議自体としてみずから責めるこ
とが大部分だと思ひますけれども、必ずしもそれ
だけではない、社会の環境の違いというものがあ
ると思ひます。

しかしながら、一方これはよその国がよく見え
るということでもかもしませんけれども、一つの
例を申し上げれば、アメリカのナショナル・アカ
デミー・サイエンス、これは科学学士院でござ
います、それにいわば協力機関のやうなもの
としてリサーチ・カウンシルというのがございま
す、その辺のところとが不可分になって、エンジ
ニアリング・アカデミーというのもございまして、そ
れからインスティテュート・メディスンというの
がございまして、そういう四つの団体が非常に密
接な協力のもとに、すばらしいと言つていいか
どうか知りませんが、その時点においてきわめて
重要なこと、それからロングレンジの問題、そう
いうやうなことに非常に積極的に取り組んでい

る。こういうふうなことはどうしても日本でもな
ければならぬものと思ふんです。各省の審議會
のやうなものもございまして、また学術會議も
ございまして、それとは違つたものとしてそ
ういふものがなければならぬし、それはやれる
はずだと思ひます。

それで、これは御質問に対するお答えになつて
ないんですが、しかるべき条件を整へば日本の科
学者も、そんなに自分の殻だけにどまつていて
わけではなくて、十分やるだけの意気込みを持
つていきたいと思います。

○小西博行君 向坊先生にちよつとお尋ねしま
す、特に最近日本の先端技術という問題で、科
学技術庁も流動研究システムによる創造科学の研
究といひますか、こういうことを六つのテーマで
もつて、これは産、官、学といろんなあらゆる
分野から専門家を集めて、それぞれのチー
ム二十名ずつで五十六年の十月からスタートし
ていわけですね。これから先日本の将来となれ
ば、どうしても新しいそういう先端技術が必要で
あるということをやつておられるんですね。ところが、
文部省という縦割りで、科学技術庁、文部
省、農水省とかいろいろの分野がありまして、
私はこれずつと各委員会へ行つてみますと、
それぞれの分野で、たとえば遺伝子工学なんかや
つていて、それを何か一つでまとめて――まと
めるといふのは人間をただ集めるというのじゃなく
て、それぞれの分野で情報をもつと密に交換し
て、そしてある予算でもつても効率のいい研
究体制をつくつたらどうなるんだらう、そういう
ことをずつと思ふときに、必ず科学技術という問
題に突き当たつてくるんです。

ですから、私は大学の中にも当然そういう分野
も必要だし、皆さん方のところは当然いろんな分
野から出てきて、学術會議なんというのはいろ
んなメンバーがいらっしゃるわけですから、そう
いふものと対応しながらこれも少し日本の将来の
ためにがんばれないのだからか。
そこで、私また自主ということを申し上げたい

んですけれども、自分の好きなことを研究する
というの、もうこれは当然大学の中ではずつと守
られてきているんですけども、何かそこに一つ
目標を与えていくというやり方が非常に大事なん
じゃないか。しかも、さつきお話を伺ひます
と、どうもこういう法案に対して、賛否をい
ろいろ聞いても、医学だとか工学関係ですか、こ
ういふところはわりあい賛同していただきたる分
野である。恐らく社会科学なんかというの、非常
に反対が強いとか、もつと自主性を重んじるの
かという問題が出てくる。ある意味では世間知ら
ずの分野がその辺にあるのではないかと。というの、
いまの産業、日本の置かれた立場というものを理
解しながらの研究体制、そういうものが私は非常
に大切になるといふ感じでおるんですけれども、
将来の、学術會議の中でも私はそういうことは
いろいろ議論されておるんじゃないかと思ふん
です、その辺に對してのお考え方をちよつとお聞
きたいと思ふんです。

○参考人(向坊隆君) おっしゃるとおり、そう
いう新しい分野がこれからどんどん国としても取
り上げられます、それを縦割りの行政や何かでそ
れが妨げられたら困るわけございまして、
学術會議のやうな場でそういう調整が行われ
るの、望ましいわけですから、ちよつと性格
的に学術會議といふのは違つておるんですね。学術會
議にも産業界の人も入つておられます、いろ
んな分野の人がおられますけれども、学術會議で
議論は必ずしもそういうものの調整というの
ではない、私、実際にはよく存じませんけれど
も、そういう気がするわけで、日本としてそ
ういふものの調整をしなきゃならぬ、する場がほ
しいというの、これは確かでございますが、それが即学術
會議のあり方と直結するのはむずかしいんじや
ないかという気はしております。

先端技術の場合はこれはどんどん進みますけ
れども、進歩すればするほどほかの分野との関連が
密接になりまして、社会科学とかあるいは倫理学
まで及ぶいろいろな分野の方の協力の場というも

障害児学校教職員定数の改善等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市中原三ノ六ノ三五

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一〇四九号と同じである。

第一八九二号 昭和五十八年三月二十二日受理

障害児学校教職員定数の改善等に関する請願

請願者 大阪府吹田市山田西二ノ三ノ六ノ

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇四九号と同じである。

第一九一八号 昭和五十八年三月二十二日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

第一九三二号 昭和五十八年三月二十二日受理

私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 宮城県多賀城市下馬三ノ四ノ一〇

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一九四三号 昭和五十八年三月二十三日受理

私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 宮城県仙台市上杉五ノ七ノ一六

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一九五八号 昭和五十八年三月二十三日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する

請願（第二〇一〇号）

一、私学助成の大幅増額に関する請願（第二〇

一八号）

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する

請願（第二〇四四号）

一、公立高校増設費国庫補助増額等に関する請

願（第二〇九五号）

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する

請願（第二二八号）（第二一六五号）

第二二〇一〇号 昭和五十八年三月二十五日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

第二二〇一八号 昭和五十八年三月二十五日受理

私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 宮城県仙台市木ノ下四ノ九ノ一〇

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

菅原昌利外一万二千八百五十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

公共料金の大幅な引上げや増税、実質賃金の目減り、我々の生活はここ数年、暮らしの見通しがたないほど深刻な状態である。更に、第二次臨時行政調査会の答申では、軍備増強のために戦後築いてきた生活を守る諸制度を覆し、子どもと老人を真つ先に犠牲にし、教育、福祉を切り捨てようとしている。生活を破壊し平和と民主主義を踏みにじり、日本をアメリカの限定核戦争に組み込む臨調路線に我々は反対である。ついで、子ども

の健やかな成長と民主教育のために、公立高校増設の国庫補助を増額されたい。また、四十人学級の三年間凍結をやめ、直ちにすべての市町村で実現されたい。なお、教科書無償制度を堅持し、教育費の父母負担を軽減されたい。

第二二二八号 昭和五十八年三月二十九日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八八八ノ七

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

第二二六五号 昭和五十八年三月三十日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する

請願（第二三三〇号）

第二三三〇号 昭和五十八年四月四日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八

紹介議員 谷口政彦

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する

請願（第二三三三号）（第二三三四号）

谷口政彦

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する

請願（第二三三三号）（第二三三四号）

一、学費値上げ・奨学金制度改善等反対に関する

請願（第二三三八号）

第二三三三三号 昭和五十八年四月九日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 茨城県久慈郡里美村折橋七七五

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

第二三三三四号 昭和五十八年四月九日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 佐賀市末広二ノ五ノ二八 小林勝

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

第二三三八号 昭和五十八年四月十二日受理

学費値上げ・奨学金制度改善等反対に関する請願

請願者 東京都文京区本郷七ノ三ノ一 佐

藤浩美外二百九十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

昭和五十八年度予算は、財政危機を口実とした軍備拡張・大企業優遇、国民総犠牲の臨調路線を受けて、軍事費だけを異常突出させ、文教・福祉予算にその付けを回すものとなっている。文教予算に於いては、前年度比マイナス一・一パーセントと大幅に削減されており、具体的には、入学金を二万円値上げし、育英奨学金についても、千人枠の削減、返還期間二十年の短縮を計画し、昭和五十

九年度からは外部資金導入による利子制導入をも
行おうとしている。私学助成についても六十五億
円の削減で、私大生一人当たり年間十九万円もの
負担増になる。また、教職員や病院職員の定数削
減の問題は、総定員法のもとで定数枠がはめられ
ているうえ、臨調路線によつて定数削減が一層進
められようとしており、各学部・学科の図書館の
利用時間延長や計算機センターの開館時間延長の
要求に対する障害にもなっている。このように、
政府の追求する臨調路線のもとでの安上がりの大
学政策は、学生生活に対する攻撃、教育研究条件
の悪化、ひいては軍備拡張や日本の安全を脅かす
ことにも通じ、また、低文教政策をこととした
産・軍・学協同の推進、戦争準備と大企業に奉仕
する大学づくりの道であつて許すことはできな
い。ついで、次の事項の実現を図りたい。

一、昭和五十八年度国立大学学費値上げを行わ
ないこと。

二、奨学金制度改悪（有利子化、返還免除制度廃
止、返還期間短縮）を行わないこと。

三、教職員・病院職員の定数削減を行わないこ
と。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本学術会議法の一部を改正する法律案

日本学術会議法の一部を改正する法律案
日本学術会議法の一部を改正する法律
日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百二十一
号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「選挙された」を削り、「以下会
員」を「以下「会員」」に改め、同条第四項を同条第
七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同項の
前に次の二項を加える。

4 会員は、再任されることができ。
5 会員は、通じて九年を超えて在任することが
できない。ただし、任期の途中において九年に

達したときは、その任期の終了するまでの間在
任することができ。
第七条第二項ただし書を次のように改め、同項
を同条第三項とする。
ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任
期間とする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2 会員は、第二十二条の規定による推薦に基づ
いて、内閣総理大臣がこれを任命する。

第十一条第一項中「それぞれ三十人とする」を
「政令でこれを定める」に改め、同条第二項を次の
ように改め、同条第三項を削る。

2 各部の定員は、政令で定める専門別にこれを
分けるものとし、その専門別の定員は、政令で
定める基準に従い、第二十八条の規定による規
則（以下この章及び次章において単に「規則」
という）でこれを定める。

第十四条第二項中「副部長及び幹事」を「及び
副部長並びに規則で定める会員」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 日本学術会議に、規則で定めるところ
により、科学に関する研究の領域及び重要な課
題ごとに、第三條第一号の職務の遂行に資する
ために必要な事項を調査審議させるため、研究
連絡委員会を置く。

2 研究連絡委員会は、規則で定めるところによ
り、会長が指名する当該研究連絡委員会の所掌
事務に関連する分野を専門とする会員のほか、
当該研究連絡委員会に關し第二十二條の規定に
よる推薦に当たつた者その他の当該研究連絡委
員会の所掌事務に關し専門的知識を有する者の
うちから会長が委嘱した者をもつて、これを組
織する。

3 第七条第三項及び第四項の規定は、研究連絡
委員会の委員について、これを準用する。

第十五条の次に次の二項を加える。

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めると
ころにより、前条の研究連絡委員会のほか、常
置又は臨時の委員会を置くことができる。

第十五条の三 前二条の委員会の委員（会員であ
る委員を除く）には、手当を支給することがで
きる。

第六章を削る。
第五章中第二十三條を第二十四條とし、第二十
二條を第二十三條とする。

第四章を次のように改める。

第四章 会員の推薦
第十七条 会員となることができる者は、その専
門とする科学又は技術の分野において五年以上
の研究歴を有し、当該分野における優れた研究
又は業績がある科学者でなければならない。

第十八条 科学者により構成され、学術研究の向
上発達を図ることを目的とする団体は、次に掲
げる要件を備えるときは、規則で定めるところ
により、日本学術会議に登録を申請することが
できる。

一 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代
表者について定めがあること。

二 学術研究の向上発達を図るための活動が引
き続き三年以上で規則で定める期間を超えて
行われていること。

三 規則で定める数以上の科学者が構成員であ
ること。

四 その他活動状況又は構成に関する事項で規
則で定めるもの。

2 前項の規定により登録を申請する場合には、
同項の団体は、その目的とする学術研究の領域
と関連する研究の領域の研究連絡委員会（規則
で定めるものに限る。以下同じ。）を届け出な
ければならない。

3 日本学術会議は、登録を申請した第一項の団
体が同項各号に掲げる要件を満たすものである
ときは、その名称、目的、前項の規定による届
出に係る研究連絡委員会（以下「関連研究連絡
委員会」という。）その他規則で定める事項を登
録するものとする。

4 日本学術会議は、前項の規定による登録を受
けた第一項の団体（以下「登録学術研究団体」

という。）が同項に規定する要件を欠くに至つた
ときは、その登録を抹消するものとする。

第十九条 登録学術研究団体は、政令で定めると
ころにより、その構成員である科学者のうちか
ら会員の候補者を選定し、日本学術会議に届け
出ることができる。

2 前項の規定による会員の候補者の届出は、書
面により、研究論文、業績報告その他当該候補
者が会員となる資格を有する者であることを証
明する資料を添付して、これをしなければなら
ない。

第二十条 登録学術研究団体は、政令で定めると
ころにより、その構成員である科学者のうちか
ら会員の推薦に当たる者（以下「推薦人」とい
う。）を指名し、日本学術会議に届け出ることが
できる。

第二十一条 登録学術研究団体に関連研究連絡委
員会が複数あるときは、前二条の規定による会
員の候補者の選定及び推薦人の指名は、それぞ
れ、関連研究連絡委員会（政令で定めるところ
により、当該登録学術研究団体につき、その選
定及び指名の別に会長が指定するものに限る。）
ごとに、これを行わなければならない。

第二十二条 推薦人として指名された者は、政令
で定めるところにより、その指名をした登録学
術研究団体の関連研究連絡委員会（当該登録学
術研究団体に関連研究連絡委員会が複数ある場
合にあつては、その者に係る関連研究連絡委員
会に限る。）である研究連絡委員会（当該研究連
絡委員会とその研究の領域が密接に関連するも
のとして規則で定める他の研究連絡委員会があ
るときは、これを含む。）を関連研究連絡委員会
とする登録学術研究団体から指名された推薦人
（当該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会
が複数ある場合にあつては、当該研究連絡委員
会をその者に係る関連研究連絡委員会として指
名された推薦人に限る。）と共同して、これらの
登録学術研究団体が選定した会員の候補者（当
該登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複

数ある場合にあつては、当該研究連絡委員会を
その者に係る関連研究連絡委員会として選定さ
れた会員の候補者に限る。で会員推薦管理会が
会員となる資格を有する者であると認定したも
ののうちから、会員として推薦すべき者及び補
欠の会員として推薦すべき者を決定し、日本学
術会議を経由して、これを内閣総理大臣に推薦
する。

第二十二條の二 日本學術會議に、会員推薦管理
会を置き、会員の候補者の資格の認定その他こ
の章に定める事務を行わせる。

2 会員推薦管理会は、政令で定める数の委員を
もつてこれを組織し、その委員は、政令で定め
るところにより、会長がこれを委嘱する。

3 会員推薦管理会の委員には、手当を支給する
ことができる。

第二十二條の三 この章に定めるもののほか、会
員の推薦及び会員推薦管理会に關して必要な事
項は、規則でこれを定める。

第二十五條から第二十七條までを次のように改
める。

第二十五條 内閣総理大臣は、会員から病氣その
他やむを得ない事由による辞職の申出があつた
ときは、日本學術會議の同意を得て、その辞職
を承認することができる。

第二十六條 内閣総理大臣は、会員に会員として
不適当な行為があるときは、総会における出席
会員の三分の二以上の議決による日本學術會議
の申出に基づき、当該会員を退職させることが
できる。

第二十七條 削除

第二十八條中「経て、」の下に「この法律に定め
る事項その他」を加え、「に關し、必要な運営規
則」を「に關する事項につき、規則」に改める。

第七章を第六章とする。

別表を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、第七條、第二十五條及び第二十
六條の改正規定並びに附則第七項の規定は昭和
五十九年一月二十日から起算して一年を超えな
い範囲内において政令で定める日から、第二十
七條の改正規定は昭和五十九年一月二十日か
ら、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十九年一月十九日において現に日本学
術會議会員(以下「会員」という。)である者の
任期は、日本學術會議法第七條第二項及び第二
十七條第二項の規定にかかわらず、前項ただし
書の政令で定める日の前日までとする。

3 この法律の施行の際現に会員である者に係る
各部の定員については、改正後の日本學術會議
法(以下「新法」という。)第十一條の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

4 新法第十五條の規定は、同條第一項の規則に
係る部分を除き、附則第一項ただし書の政令で
定める日から適用する。

5 新法第十七條の規定は、この法律の施行の際
現に会員である者については、その任期中適用
しない。

6 附則第一項ただし書の政令で定める日までの
間、新法第十八條及び第二十二條の規定の適用
については、これらの規定中「研究連絡委員
会」とあるのは、「第十五條第一項の規則によ
り設置すべきものと定められた研究連絡委員
会」とする。

(国家公務員法の一部改正)

7 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)
の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十二号の次に次の一号を加え
る。

十二の二 日本學術會議会員

第四号中正誤

ハニハ 段行 誤

九三二 ばやと

正

ばやと

昭和五十八年五月十日印刷

昭和五十八年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E